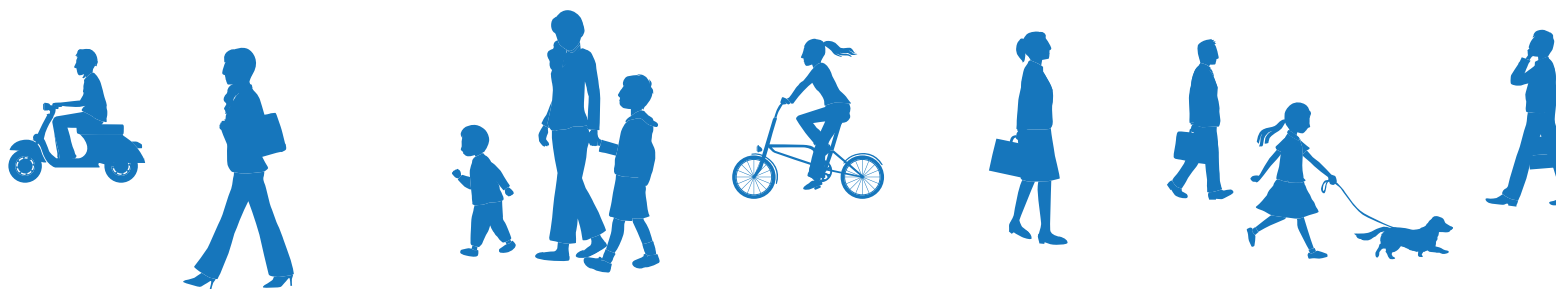


第3次浦安市地域福祉計画
うららかやすらかプラン

誰もが健やかに 自分らしく生きられるまちへ

－地域共生社会の実現に向けて－

令和2年度～令和6年度



令和2年3月

は じ め に

全国的に、少子高齢化の進展や人々の価値観、ライフスタイルの変化に伴い、介護、子育て、障がい、住まい、就労、家計、孤立などの課題が世帯の中で複合・複雑化し、支援を必要とする方への適切な支援が困難なケースが顕在化してきました。さらに地域の連帯感が薄れ、地域活動の担い手の高齢化や後継者不足等も指摘され、地域における互助が弱まりつつあることも課題となっております。



国では平成 29 年（2017 年）に社会福祉法を改正し、これまでのように支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会」の実現のために新たな取り組みをはじめました。

この「地域共生社会」は、公的支援の制度・分野ごとの『縦割り』を『丸ごと』へ転換し、個人や世帯が抱える複合的課題への包括的な支援や分野をまたがる総合的サービスを進めることを柱としています。また、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることによる、地域づくりを育む仕組みへの転換を図ることとしています。

一方、本市では、平成 27 年（2015 年）に「第 2 次浦安市地域福祉計画」を策定し、「生き生きと暮らせる 心のかよう健康福祉都市」の実現のため、様々な取り組みを推進してまいりました。

この「第 2 次浦安市地域福祉計画」の計画期間が令和元年度（2019 年度）で終了することから、令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までを計画期間とする「第 3 次浦安市地域福祉計画」の策定を進めてきました。この計画は、これまでの基本方針を継承しつつ、新たな基本目標を「誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ ―地域共生社会の実現に向けて―」とし、誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合い暮らすことができるまちづくりの推進を目指すこととしております。

今後、市民の皆様が住み慣れた地域で健康に明るくその人らしく生きがいを持った生活を送るためには、複雑化・多様化する福祉課題の解決に向け、立場や分野を超えて課題解決に取り組むことが重要であると考えておりますので、皆様の、なお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画を策定するにあたり、熱心にご議論くださいました第 3 次浦安市地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力くださいました団体の皆様、ご協力いただきました関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月

浦安市長 内 田 悦 嗣

「うららか やすらか プラン」

“うららか”は、明るく朗らかな様子で、“やすらか”は、心配がなく、心地よい様子を意味する言葉です。“うららか”、“やすらか”の頭二文字をつなげると「うらやす」となります。

私たちのまち「浦安」が、明るく、安心して暮らせるまちになることを願い、平成 17 年 3 月に「浦安市地域福祉計画（平成 17 年度～26 年度）」を策定した際に“うららか やすらか プラン”と名づけました。

目 次

第3次浦安市地域福祉計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	3
2 連携・協力による計画の推進	4
3 国、県の動向	5
4 計画の根拠となる法律	5
5 計画の位置づけ	6
6 計画の期間	7
7 計画の進行管理	7
8 計画の推進体制	8
9 地域福祉の圏域	8

第2章 地域福祉をめぐる現況

1 地域福祉を取り巻く現状	11
2 本市の状況	15
3 第2次浦安市地域福祉計画の達成状況について	25

第3章 計画の内容

1 計画の基本目標	33
2 計画の基本方針	33
3 計画の重点項目	35
4 施策の体系	36

第4章 各施策の展開

基本方針1 誰もが支え合い、助け合うまちをめざして	41
基本方針2 生きがいとふれあいがあふれるまちをめざして	46
基本方針3 健やかに暮らせるまちをめざして	53
基本方針4 いつまでも自分らしく暮らせるまちをめざして	61
基本方針5 安心して住み続けることができるまちをめざして	66

成年後見制度利用促進基本計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	77
2 法令等の根拠	77
3 計画の位置づけ	78
4 計画の期間	78

第2章 計画の内容

1 計画の基本目標	81
2 計画の基本方針	81
3 施策の体系	82

第3章 各施策の展開

基本方針1 成年後見制度の広報・啓発	85
基本方針2 成年後見制度の利用促進	87
基本方針3 安心して成年後見制度を利用できる環境整備	89

資料編

1	計画策定の経過	93
2	第3次浦安市地域福祉計画策定委員会設置要綱	94
3	第3次浦安市地域福祉計画策定委員会委員名簿	95
4	第3次浦安市地域福祉計画庁内検討委員会設置要綱	96
5	用語集	98

第3次浦安市地域福祉計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

生涯を通じて心身ともに健康で明るく豊かな生活を送ることは、すべての市民の共通の願いです。その実現のためには市民一人ひとりが家庭や地域社会の中で、ともに助け合い支え合いながら、その人らしく、安心して暮らせるまちを目指していくことが必要です。

そのために本市では、福祉の担い手と行政が相互に支え合う基礎をつくるための計画「浦安市地域福祉計画～うららかやすらかプラン～」を平成16年度（2004年度）に策定し、平成22年（2010年）3月には、連携・協力の考え方や取り組みを明確にするため改訂を行いました。

平成27年（2015年）3月には、実践的な地域福祉の推進を担う計画となるよう、政策的なビジョンが盛り込まれ、行政と市民、地域の活動団体等との連携・協力のあり方、具体的な施策の取り組みの方向性等、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための方策をまとめた計画を策定しました。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法の一部が改正され、平成30年（2018年）4月に施行されました。この改正により、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進が国から求められています。

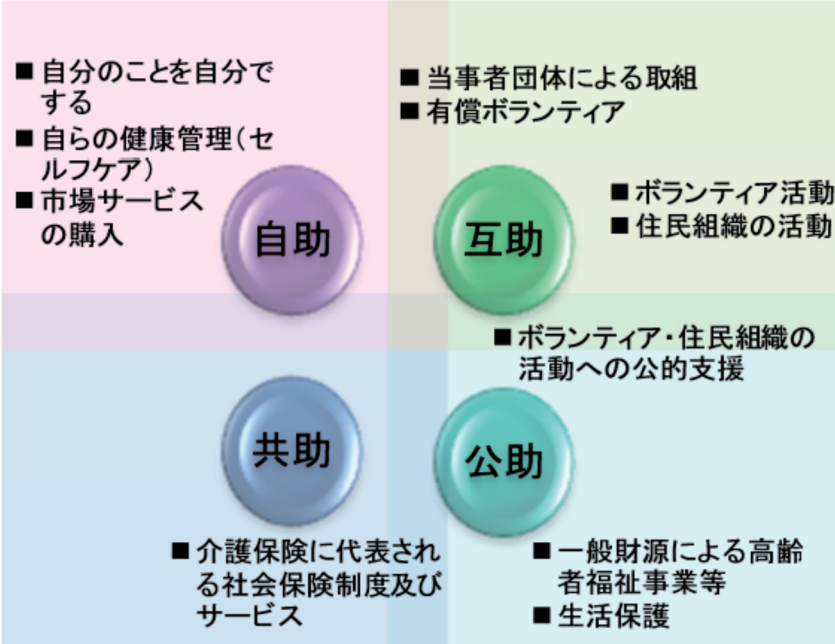
第3次浦安市地域福祉計画は、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現のため、また、保健福祉分野の計画を包括するとともに、地域福祉の担い手である浦安市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が策定する「地域福祉活動計画」とも連携しながら、社会福祉法の改正内容を反映させた地域福祉推進のための計画とします。

2 連携・協力による計画の推進

「地域福祉計画」は、自助・互助・共助・公助を重層的に組み合わせ、全ての人々が一体となつてともに認め合い、支え合う仕組みづくりを目的としています。

また、地域福祉を推進するためには、住民、関係機関・各種団体、社協、行政などがそれぞれの役割を果たし、お互いを合わせ、地域福祉のさらなる向上を推進していくことが必要です。

《地域包括ケアシステムを支える「自助・互助・共助・公助」》



出典：地域包括ケア研究会 報告書

3 国、県の動向

人口減少や少子高齢化、世代間の多様化、経済格差の拡大等が進行しており、福祉や支援のニーズが増大し、複雑化しています。他方で、人間関係の希薄化、コミュニティの脆弱化、さらには地域活動の担い手の高齢化や後継者不足等も指摘されており、地域における互助が弱まりつつあります。

また、共助を担ってきた社会保険、公助を担ってきた福祉制度も人口動態や社会経済の変化等の影響を受けており、効率的で持続可能な制度の構築が喫緊の課題となっています。

国においてはすでに、社会保障制度改革が進められており、「地域課題の解決力の強化」、「地域丸ごとつながりの強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」を基軸とした高齢者施策を中心として進められてきた地域包括ケアシステムの深化・推進や「地域共生社会」の実現に向けた工程が示されました。

千葉県では、法改正や将来に向けた人口、世帯構成など社会状況の変化を踏まえ、平成31年（2019年）3月に「第三次千葉県地域福祉支援計画」の中間見直しが行われ、生活困窮者の支援など、共通して取り組むべき事項などを掲げ、「互いに支え合い安心して暮らせる地域社会」の構築を目指しています。

誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会」の実現に向けて、県と市町村の役割を整理して、計画に位置付け、市町村は、関係者の中で現状や課題を把握し、将来像を共有しながら、地域福祉計画を策定するとともに、包括的・総合的な総合相談支援機能を確保した体制を構築し、県は、市町村地域福祉計画の策定・見直しを支援するとともに、各分野の相談支援機能等の確保・充実の支援と、総合相談を超える保健・医療・福祉の課題の解決に向けて、市町村と連携して取り組むとしています。

4 計画の根拠となる法律

平成29年（2017年）の社会福祉法の改正により、第107条第1項において、市町村地域福祉計画の策定が努力義務として規定されました。本計画は、この規定を根拠として策定するものです。

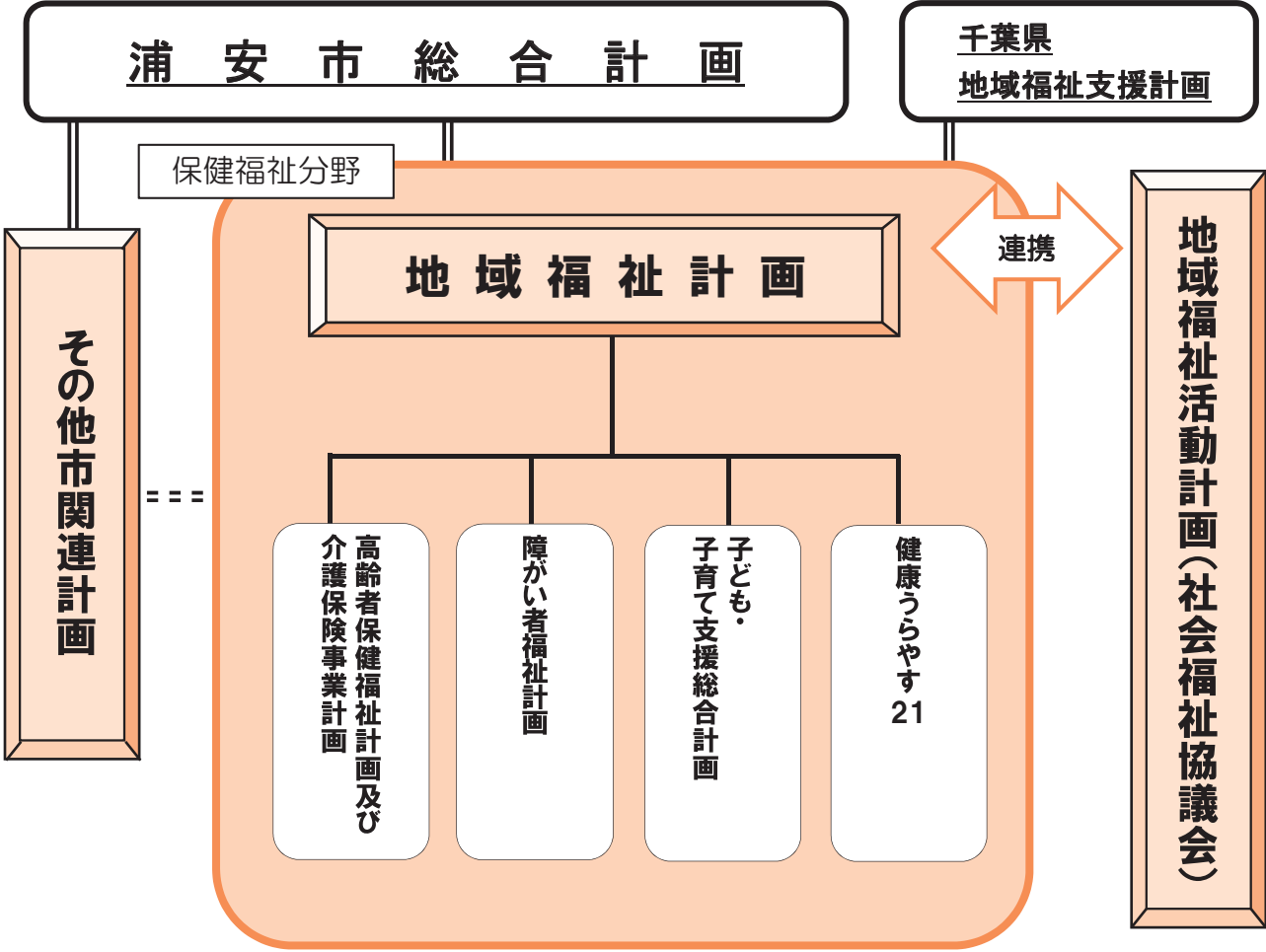
- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

5 計画の位置づけ

本計画は、浦安市総合計画を構成する基本構想で掲げられているまちづくりの基本目標や、基本計画の施策の展開内容と方向性を共有し、4つの基本目標のうちの一つである「誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ」を実現するため、行政と市民、地域の活動団体等との連携・協力のあり方、具体的な施策の取り組みの方向性等、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための方策をまとめた計画であり、社会福祉法第107条に定められた市町村地域福祉計画としても位置づけられます。

また、本計画は、分野別計画の「浦安市高齢者保健福祉計画及び第7期浦安市介護保険事業計画」や「浦安市障がい者福祉計画」、「浦安市子ども・子育て支援総合計画」、「健康うらやす21」との整合を図りつつ、地域住民等の参加という視点に立って策定しています。

なお、各分野における課題分析や各種施策、事業の具体的な方向性等については、分野別計画で定められます。



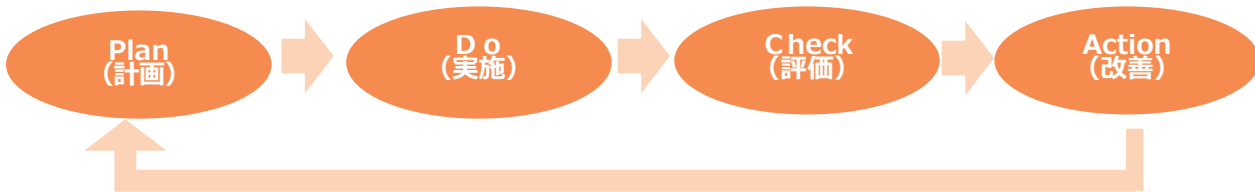
6 計画の期間

計画の期間は、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、令和2年度（2020年度）を初年度とし令和6年度（2024年度）を目標年度とする5か年とします。

平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
浦安市総合計画					浦安市新総合計画 (基本計画：令和11年度まで、基本構想：令和20年度まで)				
第2次地域福祉計画					第3次地域福祉計画 成年後見制度利用促進計画				
浦安市高齢者保健福祉 計画及び第6期介護保険 事業計画		浦安市高齢者保健福祉 計画及び第7期介護保険 事業計画		浦安市高齢者保健福祉 計画及び第8期介護保険 事業計画		...			
障がい者福祉計画 (平成27年度から平成29年度)		障がい者福祉計画 (平成30年度から平成32年度)		障がい者福祉計画 (令和3年度から令和5年度)		...			
浦安市子ども・子育て支援総合計画					第2期 浦安市子ども・子育て支援総合計画				
健康うらやす2 1（第2次）				健康うらやす2 1（第2次）改訂 食育推進計画・自殺対策計画			...		

7 計画の進行管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進捗状況について、定期的に調査・把握をし、達成状況をチェックする必要があります。
そのため、各年度において分野別に実施状況を把握、点検し、PDCAサイクルを確実にやり、計画の着実な推進をめざしていきます。



8 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

庁内の関係各課における職員一人ひとりが横断的な連携や情報共有を図る意識を持って、地域における切れ目のない支援を推進するために、関連施策や事業を着実にを行います。

(2) 地域との協力体制の構築

本計画の推進に当たっては、地域の協力体制が不可欠です。

地域福祉に関わる団体等と連携を図るとともに、市内の企業・事業所等との連携も図りながら計画を推進していきます。

(3) 計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定及び変更については、市ホームページや概要版の作成・配布等により、広く市民に周知していきます。

9 地域福祉の圏域

いつまでも住み慣れた地域で生活していけることが大切です。そのためには、地域における支え合いを進めることに加え、地域福祉の担い手になる人材の育成を進めていく必要があります。

一方、福祉サービスの担い手は、それぞれのサービスに必要な有資格者を含めた人材の確保を進める必要があり、個別の施策事業ごとに必要な人材が異なっているのが現状です。

本市は、他市に比べ市域が狭く公共交通が比較的充実しており、福祉サービス等に要する移動時間もかからないことから、効率的な事業展開が図れています。

こうした中、それぞれの施策事業ごとに展開する圏域がその需要に合わせる形で決められていますが、住環境や年齢構成などを背景にサービス拠点の変更などが行われ、その圏域は変化しています。

本計画は、地域共生社会の実現を目指す計画であり、支え合いが広がっていくことが実現の鍵ともいえます。また、包括する個別計画を結びつける役割も担っています。

このようなことから、本計画では、個別の計画における圏域はそのままに、それら計画を結びつけることを念頭に、1つの圏域として将来的な個別圏域の変化にも柔軟に対応していきます。

第2章 地域福祉をめぐる現況

1 地域福祉を取り巻く現状

○社会保障制度改革の全体の動向

平成25年（2013年）8月に発表された「社会保障制度改革国民会議報告書」では、すべての世代を支援の対象とし、また、すべての世代が、その能力に応じて支え合う全世代型の社会保障制度への転換の方向性を示しました。また、QOL（Quality of Life：生活の質）の向上の観点から、様々な生活上の困難があっても、地域でその人らしい生活が続けられるよう、地域特性に応じて医療・介護・福祉・子育て支援を含めた支え合いの仕組みづくりを、まちづくりとして推進する方向性を明示しました。これらを受け、すべての世代が安心感と納得感を得られる「全世代型」の社会保障制度への転換が進められています。

○新たな福祉のあり方の方向性

平成27年（2015年）9月に厚生労働省が示した「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」では、「さまざまなニーズに対応する新しい地域包括支援体制の構築」、「サービスを効果的・効率的に提供するための生産性向上」、「新しい福祉サービスの提供体制を担う人材の育成・確保」という方向性が示されました。ここでは、支援の包括化や地域連携・ネットワークづくりの更なる推進と、地域住民の参画・協働によって、多様なニーズをすくい取る全世代・全対象型地域包括支援体制の構築、誰もが支え合う地域共生社会の実現を進めていくこととしており、従来の分野別・対象別のサービスや支援を基盤として、その横断的、包括的取組の方向性が強化されています。

さらに、平成28年（2016年）には、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、地域共生社会が今後の福祉改革の柱として位置づけられました。従来、高齢者福祉、介護、障がい者福祉、健康増進、福祉活動等の各施策分野において専門的サービス基盤整備や生活環境整備が行われてきましたが、これを基盤にしつつも、住民参加による総合的、包括的取組の方向性が明確に示されました。

平成29年（2017年）には、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）の最終とりまとめにより、福祉の領域を超えた地域全体で地域力強化を図る必要性が示されました。また、その視点として、「それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦」、「すべての地域の構成員の参加・協働」、「重層的セーフティネットの構築」、「包括的な支援体制の整備」、「福祉以外の分野との協働を通じた支え手・受け手が固定されない参加の場、働く場の創造」の5点が示されました。

従来、市町村には高齢者、障がい者、子ども・子育てといった施策分野別に計画策定が求められており、各市町村では、対象者別にサービス基盤の整備や支援体制の整備を進めてきました。しかし今日では、社会経済の変化により、住民の支援ニーズは複雑化・多様化しており、従来の支援の枠組では対応が困難な複合課題や困難事例等が数多く顕在化しています。一連の制度改革は、従来の枠組での支援の限界を超えるための取り組みとなっています。

《制度改正等の動向》

年月	法令・方針等	要点
平成25年 (2013年) 8月	社会保障制度改革国民会議報告書	<ul style="list-style-type: none"> すべての世代が安心感と納得感の得られる『全世代型』の社会保障制度に転換を図ることとし、子ども・子育て、医療・介護、公的年金制度の各分野にわたって改革の道筋を提示。 介護保険制度改革では地域包括ケアシステムの構築、予防給付の地域支援事業への移行について提示。また、在宅生活の継続のため住民による支援も含めたサービス提供体制について提示。
平成25年 (2013年) 12月	社会保障改革プログラム法の成立・施行	<ul style="list-style-type: none"> 受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、子ども・子育て、医療・介護、公的年金制度の改革について改革プログラムを提示。
平成27年 (2015年) 9月	新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> 改革の方向性として、ニーズに即応できる地域の福祉サービスの包括的な提供の仕組み、生産性の向上、総合的な福祉人材の育成・確保を提示。
平成28年 (2016年) 3月	社会福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人の地域における公益的な取組を実施する責務等の社会福祉法人改革 福祉人材の確保の促進等の措置 (平成29年(2017年)4月施行。一部平成28年(2016年)3月・4月施行)
平成28年 (2016年) 6月	社会福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の地域福祉計画策定の努力義務化、地域包括ケア体制の整備(平成30年(2018年)4月施行)
平成28年 (2016年) 7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置	<ul style="list-style-type: none"> 地域のすべての住民が支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を福祉改革の基本コンセプトとして提示。
平成29年 (2017年) 5月	介護保険法の改正	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の自立支援と重度化防止、地域共生社会の実現、制度の持続可能性確保に向けた改正。
平成29年 (2017年) 9月	地域力強化検討会最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ	<ul style="list-style-type: none"> 福祉の領域を超えて地域全体で地域力強化を図る必要性を示し、地域力強化に向けて5つの視点を提示。

○「地域共生社会」の考え方

「地域共生社会」は、『支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる』社会としています（厚生労働省 第1回「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部「資料1」より参照）。

このため、「他人事」になりがちな地域づくりを住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みづくり、制度の縦割りを超えて、ニーズに「丸ごと」対応できるような相談支援やサービス提供の体制づくりが必要となります。

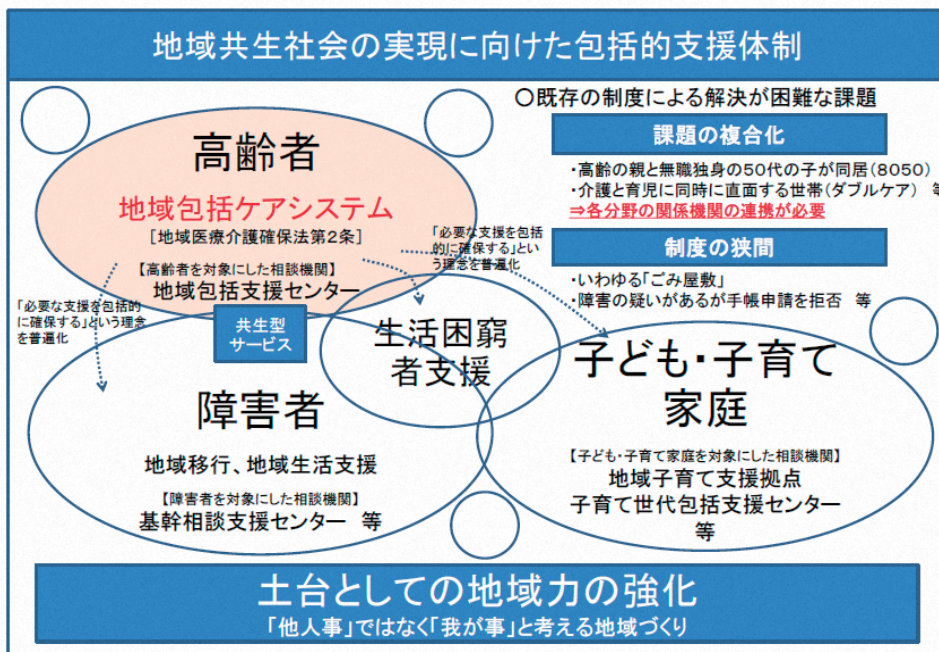
《「地域共生社会」の実現に向けて（概要）》



出典：厚生労働省

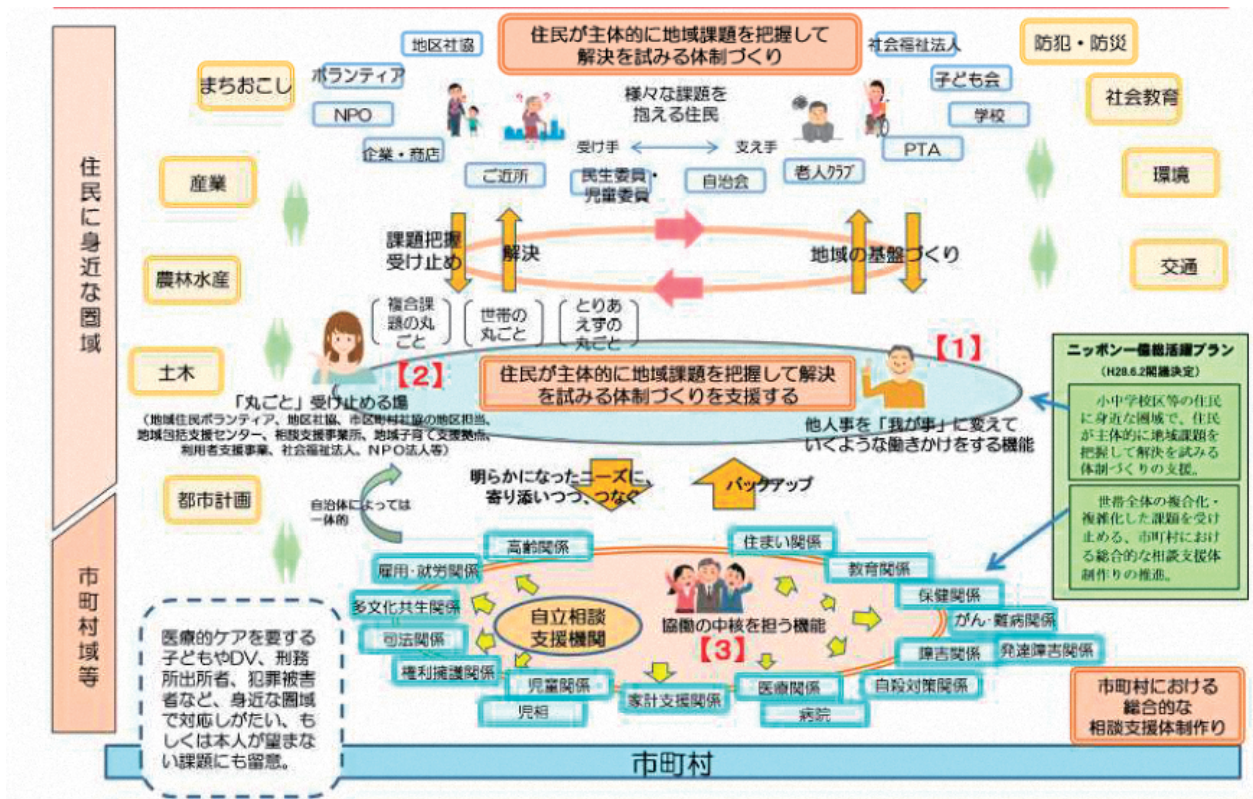
地域共生社会の実現に向けて、市町村には、包括的支援体制の整備が求められています。社会福祉法第106条の3では、「市町村は（略）、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする」と謳われており、市は、地域住民自身が地域福祉を推進し、また、他の住民の相談・情報提供にあたるようにするための環境整備に努めることとされています。

《地域共生社会の実現に向けた包括支援体制》



出典：厚生労働省

《地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ》



出典：厚生労働省

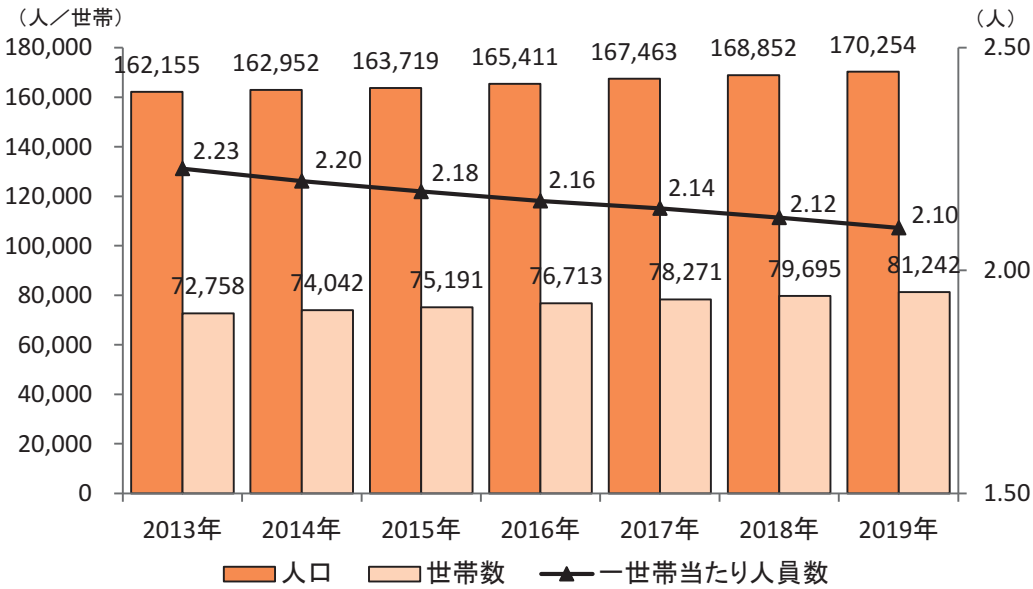
2 本市の状況

(1)人口や世帯の状況

① 総人口・世帯数の推移

本市の人口および世帯数は微増傾向にあります。一世帯あたりの人員数は、人口増加率よりも世帯増加率の方が低いため下降傾向となっており、2019年4月1日現在では2.10人となっています。

<浦安市の人口・世帯の推移>



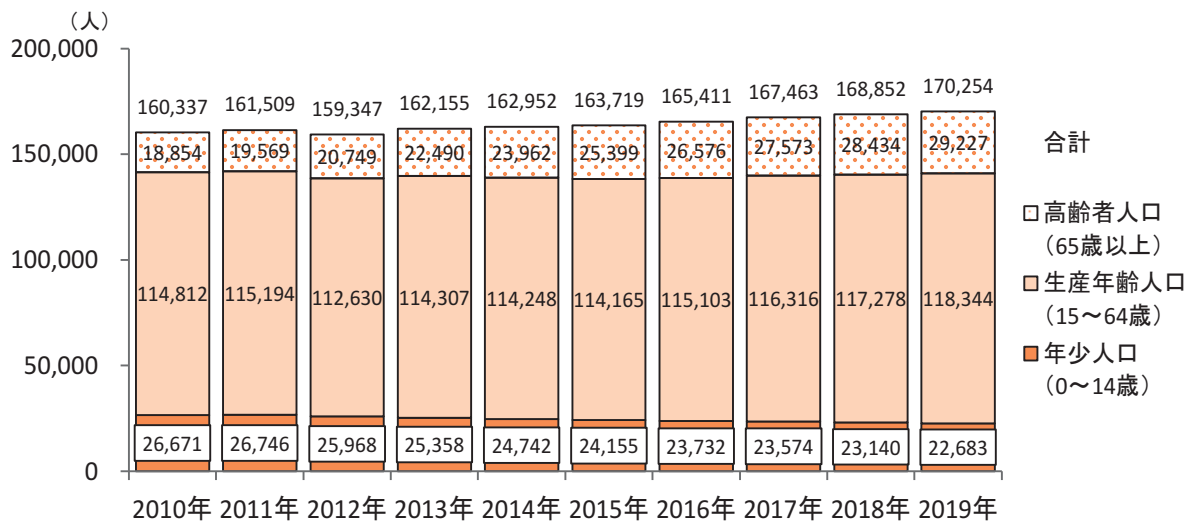
資料：住民基本台帳人口 各年4月1日現在

② 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口推移をみると、年少人口はやや減少、生産年齢別人口はほぼ横ばい、高齢者人口は増加傾向となっています。

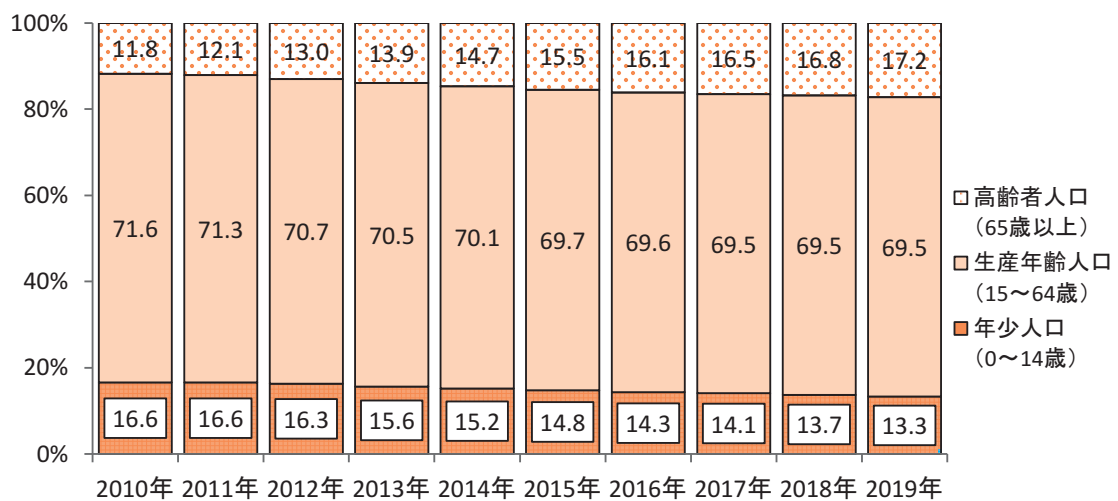
また、年齢3区分別人口構成比もこれと同様の傾向を示しています。

＜浦安市の年齢3区分別人口の推移＞



資料：住民基本台帳人口 各年4月1日現在

＜浦安市の年齢3区分別人口構成比の推移＞



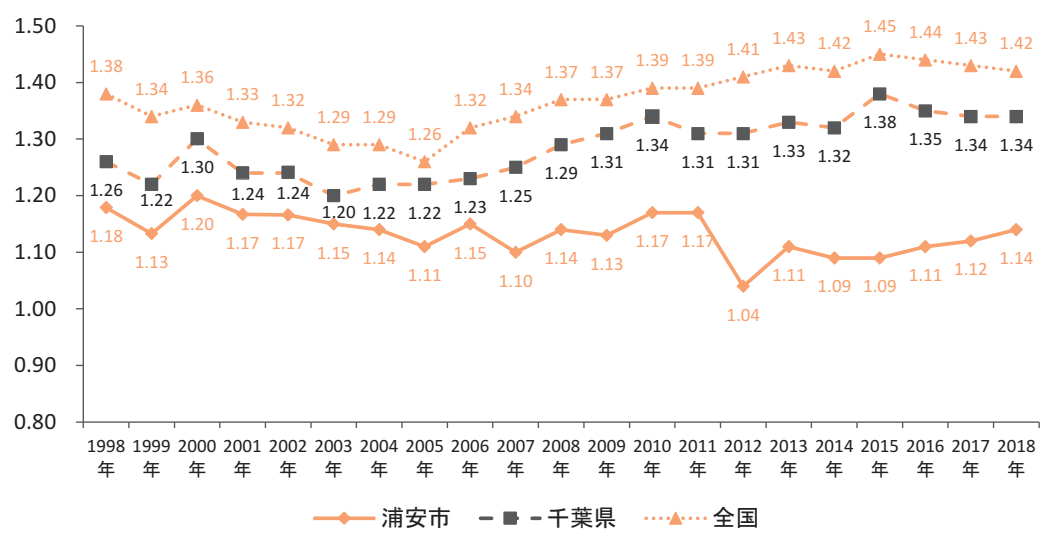
資料：住民基本台帳人口 各年4月1日現在

(2)子どもを取り巻く状況

①合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、東日本大震災の翌年（2012年）に大きく下落したものの、全体的にはほぼ横ばいで推移しています。一方、千葉県や全国の出生率は増加傾向にあり、本市を上回っています。

＜浦安市の合計特殊出生率の推移＞



資料：厚生労働省統計調査 千葉県健康福祉部健康福祉指導課

コラム 「合計特殊出生率」

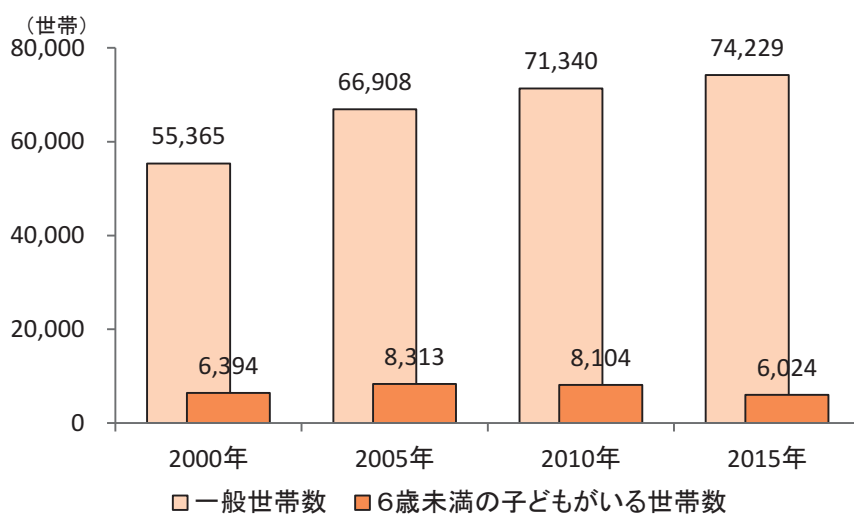
15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。今後、15歳から49歳の女性人口は減少すると見込まれていることから、現在の合計特殊出生率を維持したとしても、母親となる年齢層の人口が減少することに伴って、出生数が減少していくという影響が生じることが懸念されます。

③ 子どものいる世帯の推移

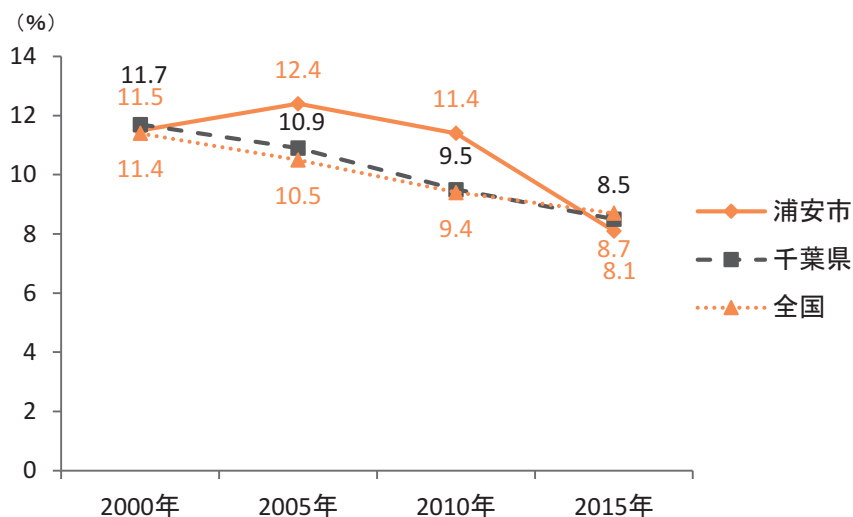
6歳未満の子どものいる世帯数は減少傾向にある一方で、一般世帯数は増加となっています。

6歳未満の子どものいる世帯割合をみると、2005～2010年は千葉県や全国を上回っていましたが、その後は両者よりもやや低くなっています。また、本市、千葉県、全国ともに減少傾向となっています。

＜浦安市の6歳未満の子どものいる世帯の推移＞



＜浦安市の6歳未満の子どものいる世帯割合の推移＞



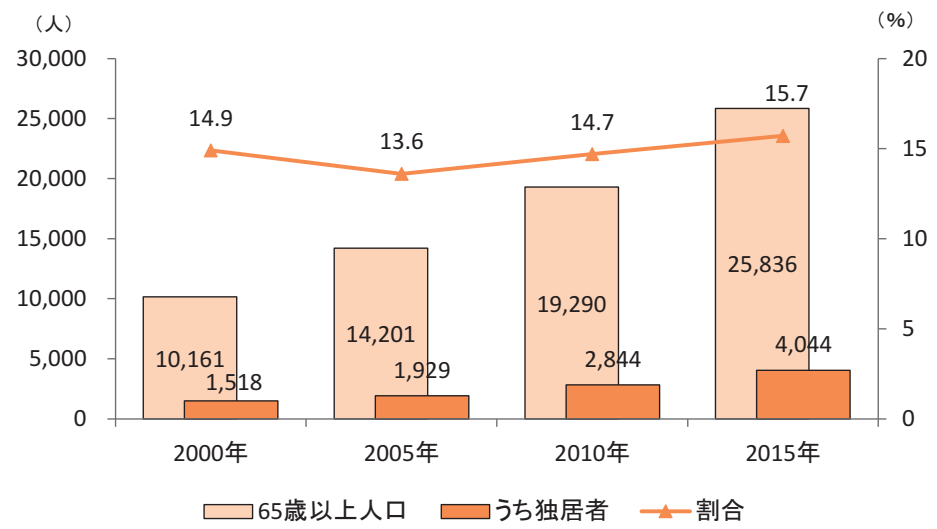
資料：国勢調査 各年

(3)高齢者を取り巻く状況

①高齢者人口と独居者数

65歳以上の人口及び独居者数はともに増加傾向にあり、両者の伸び率がほぼ等しいため、65歳以上人口に占める独居者の割合はほぼ横ばいで推移しています。

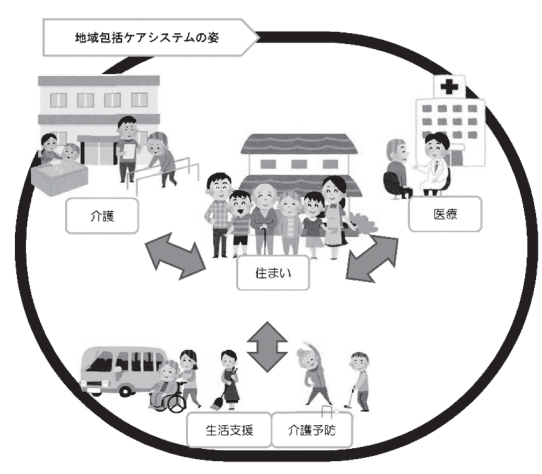
＜浦安市の65歳以上人口と独居者の推移＞



資料：国勢調査

コラム 「地域包括ケアシステム」

今後、高齢者の一人暮らしや高齢者のみ世帯など、地域で見守りや支援が必要な高齢者に加えて、障がいのある家族と高齢者のみの世帯など、複合的な支援が必要な世帯も増えていくことが予想されます。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムをより深めていくことが必要となります。

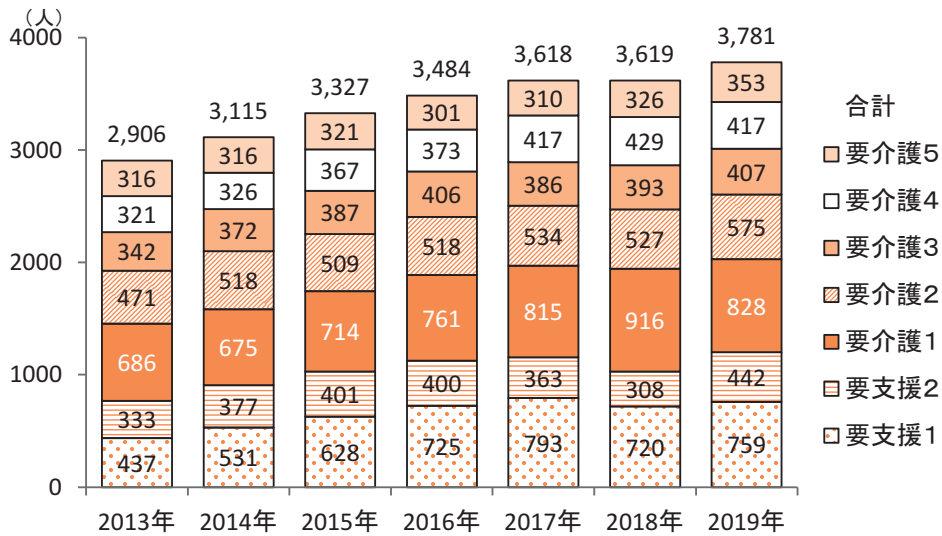


②要支援・要介護の状況

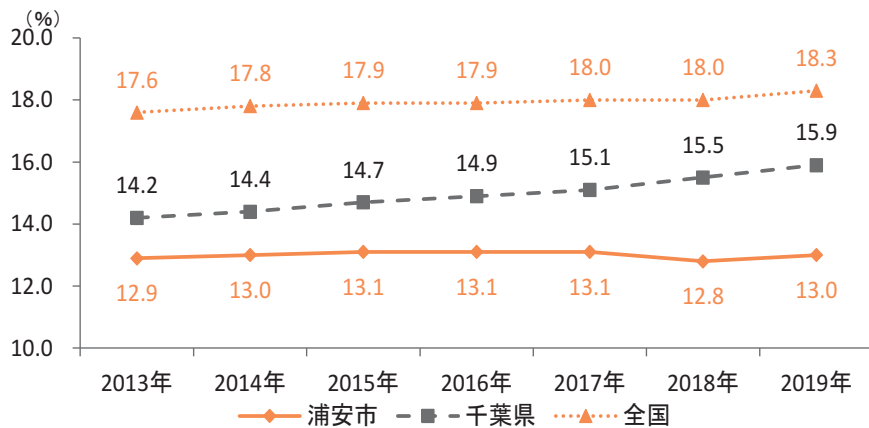
要支援・要介護認定者数は2019年には3,781人となっており、介護度別にみると、要支援1の増加が目立っています。

第1号被保険者に占める本市の認定率は2019年が13.0%で、ほぼ横ばいに推移しています。一方、千葉県は増加傾向にあり、本市よりも全国の水準に近づきつつあります。

＜浦安市の要支援・要介護認定者数の推移＞



＜浦安市の要支援・要介護認定率の推移＞

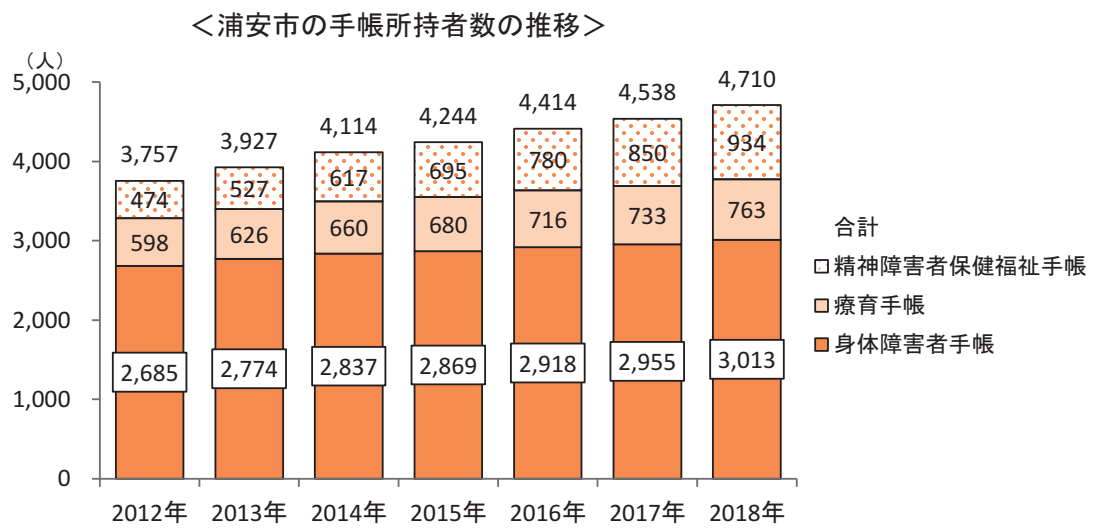


資料：厚生労働省 介護保険事業状況報告

(4)障がい者を取り巻く状況

① 各障がい者手帳所持者数の状況

障がい者の状況を手帳所持者数で見ると、いずれの手帳所持者も増加傾向となっています。特に精神障害者保健福祉手帳の所持者は2018年には934人となり、2012年の2倍近くとなっています。

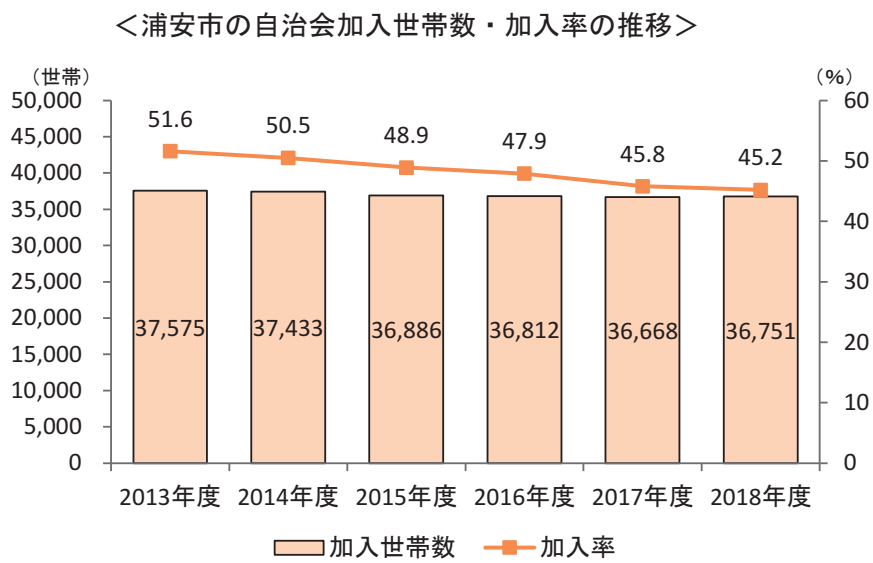


資料：浦安市障がい福祉課資料 各年3月31日現在

(5)地域活動等の状況

①自治会加入世帯数・加入率の状況

自治会加入世帯数及び加入率は減少傾向にあり、2015年度には加入率が半数を下回りました。

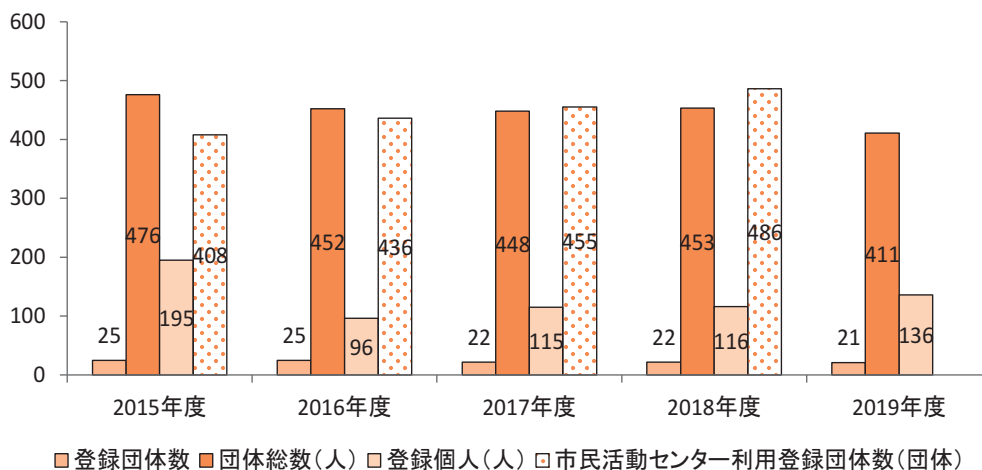


資料：地域振興資料 (各年4月1日現在)

②ボランティア登録者数（個人・団体）と登録団体数の状況

ボランティア登録団体数と団体登録者総人数は減少傾向となっていますが、個人での登録者は2016年度より微増しています。

＜浦安市のボランティア登録者数（個人・団体）と登録団体数＞

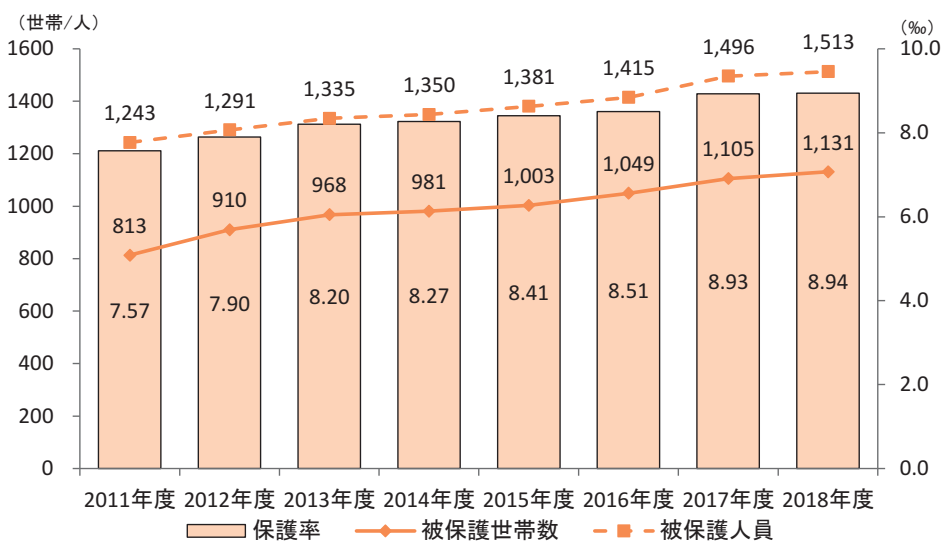


資料：日報ボランティア推移表より抜粋（各年4月1日現在）

(6)生活困窮の状況

生活保護の受給者、世帯数は増加傾向にあり、被保護世帯数は2015年度に1,000世帯を超えています。

＜浦安市の被保護世帯数、被保護人員、保護率の推移＞



資料：浦安市社会福祉課 生活保護法による扶助別状況（各年度月平均）

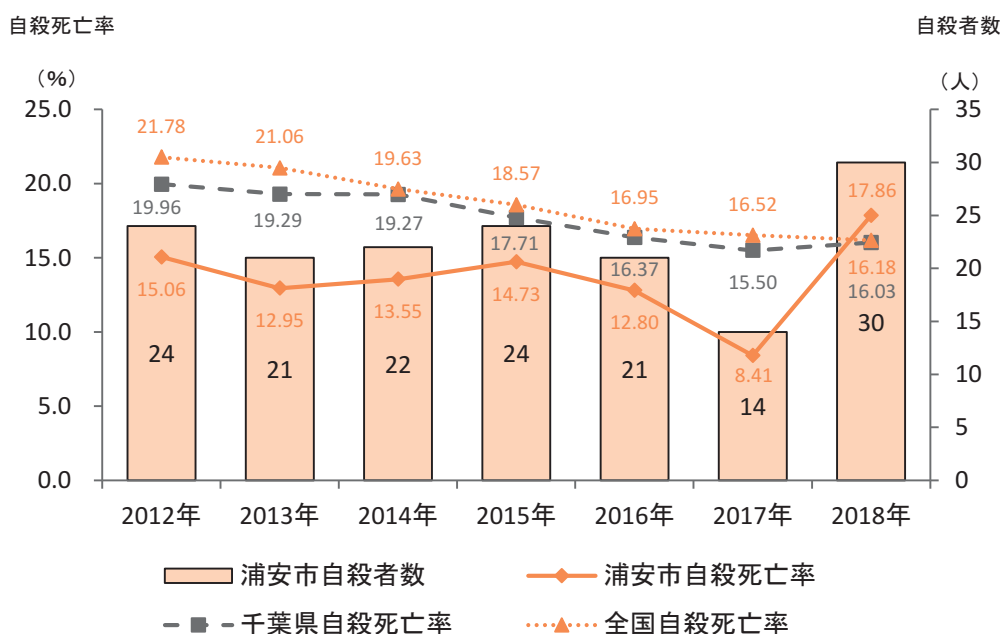
(7)自殺をめぐる状況

①自殺者数及び自殺死亡率

本市の自殺死亡者数は近年、20人前後で推移し、自殺死亡率は千葉県や全国よりも低い傾向にあります。また、千葉県および全国の自殺死亡率は低下の傾向にあります。

＜浦安市の自殺者数及び自殺死亡率の推移＞

* 自殺死亡率は、人口10万人当たりの自殺者数



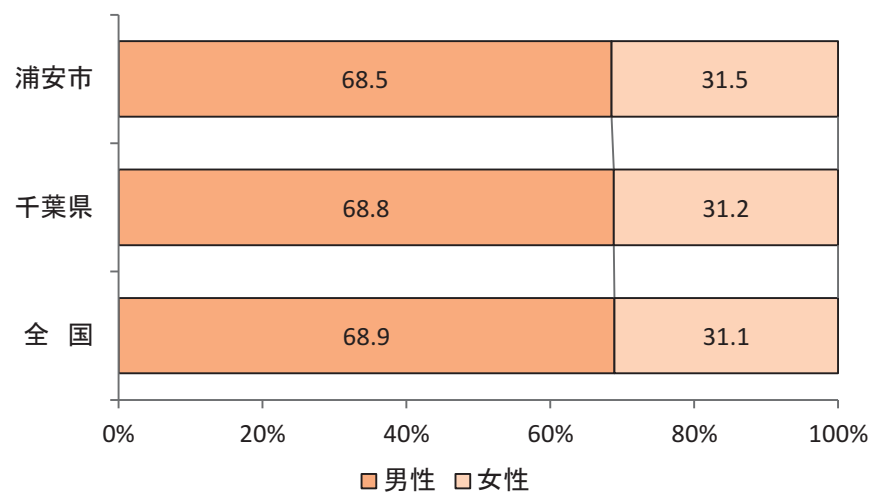
		2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
浦安市	自殺者数(人)	24	21	22	24	21	14	30
	自殺死亡率(%)	15.06	12.95	13.55	14.73	12.80	8.41	17.86
千葉県	自殺者数(人)	1,227	1,204	1,204	1,162	1,026	974	1,010
	自殺死亡率(%)	19.96	19.29	19.27	17.71	16.37	15.50	16.03
全国	自殺者数(人)	27,589	27,041	25,218	23,806	21,703	21,127	20,668
	自殺死亡率(%)	21.78	21.06	19.63	18.57	16.95	16.52	16.18

資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）各年

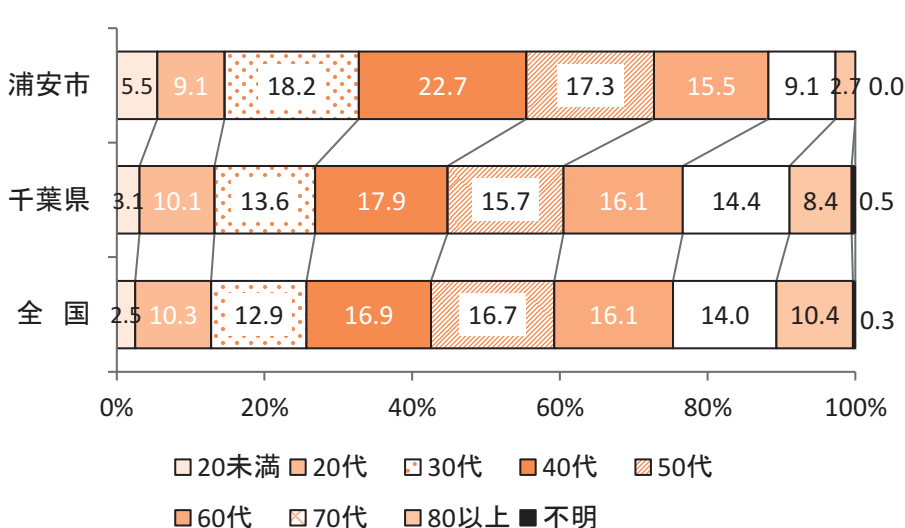
④ 性別及び年代別自殺者割合（平成26年（2014年）～平成30年（2018年）の合計）

本市の自殺死亡者を性別で見ると、千葉県や全国とほとんど同じ割合となっています。年代別では40代が全体の2割を超えています。また、20歳未満や30代も千葉県や全国と比べて高い割合となっています。

<性別>



<年代別>



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）平成26年（2014年）～平成30年（2018年）の合計

3 第2次浦安市地域福祉計画の達成状況について

「第2次浦安市地域福祉計画」において、各基本方針の主要事業の達成状況の評価並びに今後の取り組み方針を、以下の基準で評価しました。

基本方針 1	すこやかに子どもたちが育つまちをめざして									事業数		
	88											
進捗状況評価	計画以上	1	計画どおり	74	やや遅れている	2	非常に遅れている	0	未着手	3	その他	8
今後の方向性	充実させる	13	継続	54	見直し	3	廃止	6	その他	12		
推進していく上での主な課題	<ul style="list-style-type: none"> 子ども医療費助成事業の支給要件が住民基本台帳への登録となっているため、離婚後300日出生児などは助成対象外となっており、改正も視野に入れて対応する必要がある。 産前産後サポート事業の満足度は高く、利用者も増加傾向であるが、終了のタイミングの見極めが今後の課題となる。期間終了後にさらなる支援が必要な場合は、地区担当保健師のフォローにつなげていく。 病児・病後児保育の拡充では、実施医療機関の募集依頼を行ったが、応募者がなく、事業者の確保が課題となっている。 日中一時支援事業では、放課後等デイサービス事業との併用利用のルールが定まっていない。放課後等デイサービス（国事業）は、報酬単価が見直されている中で、日中一時支援（市事業）は報酬単価の見直しの検討ができていない。 特別支援学級等の整備では、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学習の支援が必要な児童生徒に効果的な指導ができるよう、個別または少人数で学習できる場をとして学習支援室を全校に設置しているが、活用するために人的支援が必要となっており、心身障がい児補助教員等の人的支援のあり方を検討する必要がある。 											
取り組み方針	<ul style="list-style-type: none"> 子ども医療費助成の対象者に漏れなく助成するため、引き続き制度の周知や見直しを行っていく。 母子健康手帳交付時やごんにちは赤ちゃん訪問等での事業の周知を徹底する。利用者へのアンケートを実施し、サービスの向上につなげる。また、産前産後サポーターと保健師とできめの細かい情報の共有と連携を図り、さらなる支援の質の向上に取り組む。 子ども・子育て支援総合計画の中で、今後の需要見込み・必要量の算定を行い、確保策として拡充の検討を行う。 日中一時支援事業、放課後等デイサービス事業との併用利用の仕方のルール化。報酬単価を見直す。 インクルーシブ教育システム構築に向け、適切な合理的配慮の提供ができるよう特別支援教育を推進するとともに、一人一人の児童生徒の多様な教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図る。 											

基本方針2	生き生きと健康で暮らせるまちをめざして										事業数	
											24	
進捗状況評価	計画以上	0	計画どおり	19	やや遅れている	4	非常に遅れている	0	未着手	0	その他	1
今後の方向性	充実させる	1	継続	19	見直し	0	廃止	2	その他	2		
推進していく上での主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若年層などへも、広く介護予防の必要性を伝えていく必要がある。 ・ 早期に関わりが必要な高齢者の実態を把握していく必要がある。 ・ 身近な地域で介護予防活動に参加することができるよう、どの地域にも団体の活動が広がっていく必要がある。(参加する市民・担い手ともに) ・ 介護予防リーダーを、継続的に養成していく必要がある。 											
取り組み方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民向け講演会等を活用して、高齢者に限らず、介護予防の大切さを普及啓発していく。 ・ 介護予防把握事業や健診などを活用して、早期に関わりが必要な方を把握し、地域包括支援センターなどへつなげていく。 ・ 老人クラブや自治会などより身近な場所で介護予防活動が広まっていくよう、出前講座で周知していく。 ・ 協議体などの地域での話し合いの場を活用して、活動主体のネットワークの構築や、担い手の創出を促していく。 ・ 介護予防団体への側面的な支援を積極的に行う。 											

基本方針3	生きがいとふれあいがあふれるまちをめざして										事業数	
											39	
進捗状況評価	計画以上	0	計画どおり	33	やや遅れている	6	非常に遅れている	0	未着手	0	その他	0
今後の方向性	充実させる	12	継続	19	見直し	8	廃止	0	その他	0		
推進していく上での主な課題	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動促進事業において、市民活動団体等の情報を提供する手法として「市民活動センターホームページ」を運用しているが、より、効果的、効率的な情報発信を行っていく必要がある。 高齢者バス代助成では、現状の乗車券方式から IC カード化を検討している。 福祉タクシー利用料金の助成については、利用件数の増加に伴う事務量の増加と煩雑さが課題となっている。 まちづくり出前講座事業では、市ホームページや生涯学習情報提供システム「まなびねっと URAYASU」等で講座内容を周知しているが、講座内容について市民のニーズを把握する必要がある。 誰もが生涯学習に関する情報を取得できるよう、ページの音声読み上げ機能等、システムのアクセシビリティの向上を検討していく必要がある。 平成 30 年度に就労定着支援事業が公的な障がい福祉サービスとして新設された市内・市外の事業者を問わずに利用できるサービスであるが、市内に指定を受けている事業者は少なく、当面の間就労支援センターも定着も含めた就労支援を継続する必要がある。 											
取り組み方針	<ul style="list-style-type: none"> 既存のホームページについて、視認性、操作性等を改善するとともに、他の SNS 等を活用しながら市民活動の情報発信に努めていく。 引き続き実施しつつ、高齢者の利便性の向上に向けて検討していく。 福祉タクシー利用料金の助成については、月額助成限度額の適正化を図る。利用者の利便性と事務の効率化もふまえ、助成方法のあり方を検討していく。 講座内容や講座数について市民のニーズに応じて見直し、充実させていく。 令和 2 年度から予定しているシステムのリニューアルに合わせて、システムの利便性を図っていく。 就労定着支援事業の普及状況を勘案しながら、引き続き就労支援センターで定着も含めた就労支援を継続する。 											

基本方針4	いつまでも自分らしく暮らせるまちをめざして										事業数	
											34	
進捗状況評価	計画以上	0	計画どおり	30	やや遅れている	3	非常に遅れている	0	未着手	0	その他	1
今後の方向性	充実させる	5	継続	26	見直し	3	廃止	1	その他	0		
推進していく上での主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報うらやすは、新聞購読者数の減少に伴い、発行部数も減少傾向にある。 ・ 高齢者が増加していく中、シニアガイドブックを市内事業所等の広告費のみで必要冊数作成・配布（65歳以上の高齢者世帯に1冊）することが困難になることが想定される。 ・ 在宅医療支援事業では、在宅医療支援事業の対象者は65歳以上、かつ要介護3以上となっており、福祉部との連携が求められる。 ・ 地域生活支援拠点整備事業では、多機能拠点と面的整備の併用型による整備を進めているが、多機能拠点が入る（仮称）東野地区複合福祉施設の建築工事が遅れている。また、面的整備において、市内の事業所間連携の仕組み構築が課題である。 ・ 障がいのある人の就労支援において、市内には就労継続支援A型事業所が4事業所、就労移行支援事業所が3事業所、就労定着支援事業所が1事業所と少なく、就労支援に関する社会資源の不足が課題。 ・ 平成26年度（2014年度）より開始された第1期市民後見人養成講座の受講生のうち2名が平成29年度（2017年度）中に市民後見人として選任されているが、受講後、市民後見人として活動を希望する又は選任される人数が少ない。成年後見制度利用促進に向けた計画の策定不備。 											
取り組み方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来の媒体での情報発信と合わせ、今後、新しいメディアを介した情報発信等、多チャンネルでの情報発信を検討していく。 ・ 自ら情報を得ることが困難な高齢者に必要な情報を届けるため、市内事業者等の理解・協力を得ながら引き続き実施していく。 ・ 在宅療養者が急変時に緊急入院できる体制整備として、後方支援病床（浦安病院・浦安中央病院各1床）を確保している。訪問診療を受けている在宅療養者とそのケアに当たる多職種が抱える課題を反映させた事業にしていく必要があるが、健康増進課においてその現状がわかりづらい状況もある。高齢者包括支援課と連携して事業内容の適正化を図っている。 ・ 引き続き、運用方法を自立支援協議会等で協議しながら整備を進める。 ・ 就労に関する社会資源の不足という地域課題について自立支援協議会地域生活支援部会等で検討を継続する。 ・ 市民後見人養成講座受講生のうち、市民後見人を希望しない受講生は、法人後見支援員、うらやす成年後見サポーターズとして活動し、スキルアップを目指していく。令和元年度（2019年度）に、うらやす後見支援センターの体制を中核機関の機能を持たせ、後見人を支援していく。 											

基本方針5	安心して住み続けることができるまちをめざして										事業数	
											23	
進捗状況評価	計画以上	0	計画どおり	19	やや遅れている	3	非常に遅れている	0	未着手	1	その他	0
今後の方向性	充実させる	0	継続	20	見直し	0	廃止	2	その他	1		
推進していく上での主な課題	<ul style="list-style-type: none"> 新たな住宅セーフティネット制度の整備のためには、不動産関係団体や福祉系団体等との連携が不可欠であり、連携体制の構築や関係機関の役割を検討する必要がある。 また、生活保護受給者に対し理解を示す家主、不動産が増えつつある一方、まだそうでないところもあり、CWの介入も必要となっている。「生活保護になれば借りられる」との大家もあり、生活保護受給前の対応に苦慮するところである。 年1回、災害時要援護者名簿を作成し、民生委員及び希望する自治会自主防災組織へ渡しているが、受け取りを希望する自治会自主防災組織が半数にとどまっている。また、個別計画の策定については地域差がある。 福祉避難所の機能の充実のために、各施設の備蓄計画に基づき福祉避難所支援事業補助金を出しているが、実際の福祉避難所開設の際には様々な困難が生じることも想定される。 学校等防犯対策事業について、防犯ブザー携行率の低い学校がある。また、学年が上がるにつれて、携行率が下がる。 人権擁護委員や啓発対象である小中学生についても多忙化してきている中、啓発効果を維持したまま、無理のない実施計画をたてる必要がある。 											
取り組み方針	<ul style="list-style-type: none"> 民間賃貸住宅市場で入居制限を受けやすい高齢者、障がい者、子育て世帯、低所得者等の住宅確保要配慮者に対し、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」の改正を踏まえて、円滑な入居及び居住の安定の確保を促進するための体制、施策等を引き続き検討する。 住宅の相談を受けた各部署において、その相談にのりながら、他の福祉部門と連携し、フォローをし合っていく。住宅課とも連携し、助言などを貰う。 危機管理課と連携し、自治会自主防災組織の育成を進める。 引き続き、福祉避難所に備蓄する物資や器材等の購入費に対する補助金を交付し、災害時要配慮者の避難生活が円滑に行われるよう備える。 通学路の安全対策として、小学校新生生に対する防犯ブザーの無償配布を継続する。また、小学校への警備員の配置や、幼稚園・認定こども園・小学校・中学校への防犯カメラの設置を継続する。 千葉地方法務局市川支局管内における人権擁護委員の活動等を参考に、関係各所の負担を考慮した啓発スケジュールをたてる。 											

第3章 計画の内容

1 計画の基本目標

誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ ー地域共生社会の実現に向けてー

すべての市民が住み慣れた地域の中で、いつまでも健康で、自分らしく心豊かに暮らし続けられるまちを目指します。また、多様性を認め合い、地域の人々の抱えるさまざまな課題を「我が事」として捉え、思いやり支え合うまちを目指します。

2 計画の基本方針

基本方針 1 誰もが支え合い、助け合うまちをめざして

みんなが幸せな気持ちで住み慣れた地域で暮らすためには、一人ひとりが優しい心を持ち、まわりの人たちとあたたかな交流を深めることが大切です。

本市では、市民の誰もが地域の課題を我が事として捉えられるようにするために、福祉について学ぶ機会、多くの人と交流する機会づくりを進めます。また、すべての市民が「お互い様」の心を持ち、市民全員が手を取り合った大きな輪で、地域全体が包み込まれるようなまちづくりを進めます。

基本方針 2 生きがいとふれあいがあふれるまちをめざして

みんなで互いに支え合う地域づくりのためには、誰もが身近な地域でさまざまな活動に参加し、いきいきと担えるまちづくりが大切です。

本市では、市民が地域で活動しやすい環境を整え、地域を支える活動の輪づくりを進めます。

基本方針 3 健やかに暮らせるまちをめざして

いつまでも健やかに住みなれた地域で生活していけるように、地域全体で見守り合える地域づくりが必要です。また、身体やこころの健康の維持・増進には一人ひとりの主体的な取り組みが重要です。

本市では、地域で社会的なつながりから孤立し、公的な援助に結びついていない人々を発見し、相談支援や情報提供を行い、様々な困りごとを抱えた市民が安心して健やかに暮らせるよう、課題解決に取り組みます。また、すべての市民が健康で心豊かに生活できる活力ある社会を実現するため、健康づくりを推進していきます。

基本方針 4 いつまでも自分らしく暮らせるまちをめざして

自分らしく自立した生活を地域で送るためには、それぞれの人が適切な福祉サービスを利用できることが大切です。

本市では、市民の方が抱えるさまざまな課題を丸ごと受け止め、市民一人ひとりのニーズに適切に対応した福祉サービスを総合的に提供し、自立を支えるための仕組みづくりを進めます。

基本方針 5 安心して住み続けることができるまちをめざして

安全で安心して暮らせる地域をつくるためには、道路や公共交通などのハード面での整備だけでなく、災害や急病などの緊急時には地域の中で連携の取れた対応が必要です。

本市では、市民が気軽に外出できるよう公共交通網を整備・充実させるとともに、通院や買い物等で外出することが困難な高齢者や障がいのある人等の移動を支援する体制づくりを進めていきます。

3 計画の重点項目

少子化、高齢化の進展や複雑化、多様化する地域課題を背景に、市民生活を支えている福祉サービスなどの制度では支えることが困難なケースが増えてくることが予想されます。こうしたことを地域で支えていくためには、市民、地域、団体、事業者、行政がそれぞれの特性を活かして課題解決に向けた取り組みを連携、協力していく必要があります。

このようなことから本計画では、国が示している取り組むべき5つの項目を重点項目としてとらえることとします。

- ・ 高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等への包括的な支援体制の充実**

複雑化した課題を抱える人への相談支援体制や、既存の制度に位置付けられないが支援が必要ないわゆる「制度の狭間」への対応など、横断的な支援の体制の充実をはかります。
- ・ 福祉サービスの適切な利用の推進**

福祉サービスを必要とする市民等に対し、福祉サービスに関する情報の提供、相談体制の確保、支援関係機関との連携を図り、福祉サービスの適切な利用を推進します。
- ・ 社会福祉を目的とする民間サービスと公的サービスとの連携**

複雑で多様化した地域生活課題を民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援のほか、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進を図ることで、事業者と行政との連携により課題の解決を図ります。
- ・ 地域福祉活動への市民の参加の促進**

地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動へ、活動に必要な情報の提供や必要な知識、技術の習得、活動拠点の支援や、地域福祉を推進する人材の養成を推進します。
- ・ 地域福祉推進の中心的役割を果たす社会福祉協議会との連携強化**

社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として、明確に位置付けられています。地域福祉の担い手である社協と行政が連携を強化することで、住民主体のボランティア活動や地域福祉の推進を図ります。

4 施策の体系

基本目標

誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ
— 地域共生社会の実現に向けて —

重点項目

- ・ 高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等への包括的な支援体制の充実
- ・ 福祉サービスの適切な利用の推進
- ・ 社会福祉を目的とする民間のサービスと公的サービスとの連携
- ・ 地域福祉活動への市民の参加の促進
- ・ 地域福祉推進の中心的役割を果たす社会福祉協議会との連携強化

基本方針

基本方針 1
誰もが支え合い、助け合うまちをめざして

基本方針 2
生きがいとふれあいがあられるまちをめざして

基本方針 3
健やかに暮らせるまちをめざして

基本方針 4
いつまでも自分らしく暮らせるまちをめざして

基本方針 5
安心して住み続けることができるまちをめざして

施策の方向性

具体的取組

(1) 相互理解の促進

- ①多様性を認め合う意識醸成
- ②人権尊重の意識づくり
- ③福祉教育の推進

(2) 権利が擁護される地域づくり

- ①虐待予防・防止体制の推進
- ②サービス利用者の権利擁護の充実

(1) 市民による自主的活動への支援

- ①市民の「生きがいづくり」への支援
- ②地域福祉活動への参加機会の拡充
- ③個性と能力を十分に発揮できる場の創出

(2) 市民による支え合い活動の活性化

- ①ボランティア活動の活性化
- ②ボランティア活動団体、市民活動団体等への活動支援

(3) 地域福祉を推進する人と体制づくり

- ①住民主体の取組の推進
- ②社会福祉協議会との連携強化

(1) 地域で見守り支えるまちづくり

- ①妊産婦や子育てにやさしいまちづくり
- ②子どもたちの居場所づくり
- ③要配慮者の見守り

(2) 分野横断的な福祉施策の推進

- ①より身近な相談機能の充実
- ②アウトリーチによる問題の早期発見・対応

(3) 市民一人ひとりの健康づくりの推進

- ①市民による健康づくり活動の展開
- ②こころの健康・自殺予防
- ③地域の健康・介護予防・スポーツ活動の充実

(1) 総合的な相談・情報提供体制の充実

- ①総合相談窓口の充実
- ②福祉サービスに関する苦情受付・解決の仕組みの充実
- ③わかりやすい情報提供の推進

(2) 地域での生活を支援するサービスの展開

- ①ケアマネジメント体制の充実とサービスの質の向上
- ②福祉サービス施策の推進

(1) 安心・安全な暮らしづくり

- ①住宅セーフティネットの整備推進
- ②防災対策の推進
- ③防犯・交通安全対策の推進

(2) 「まち・ひと・こころ」で支えるまちづくり

- ①すべての人にやさしいまちづくり
- ②公共施設等のバリアフリーの推進
- ③多文化共生の推進

第4章 各施策の展開

基本方針1 誰もが支え合い、助け合うまちをめざして

(1)

相互理解の促進

① 多様性を認め合う意識醸成

現状と課題

子どもから大人まで、誰もが地域福祉の担い手となれるよう福祉への関心や理解を高め、地域福祉活動に関わりを持つきっかけと交流につながる機会を創出しています。

地域福祉を推進するためには、子どもから大人まで市民一人ひとりの心の中に、みんなが互いに相手を思いやれる「福祉の心」を育てることが大切です。

施策の展開方向

障がいの有無や国籍・性別・年齢等の違いを認め合い、それぞれの価値観を大切にし、個人個人が持っている能力を生かしながら、自分らしく生活できるようにしていきます。

それぞれの役割

市民	・子どもと一緒に地域行事に参加し、地域と関わる機会を持ちましょう。
地域・団体	・身近な福祉活動に地域ぐるみで積極的に取り組みましょう。
行政	・生涯各期にわたる全ての世代に向けた福祉教育を実施します。 ・その時々々の社会情勢などに拠る課題にも対応していけるよう、関係各課や関係機関等とともに地域行事等への支援を進めていきます。 ・政府の認知症大綱に基づき、認知症施策を推進します。
社協	・市民を対象として、福祉に関する内容の講座などを開催します。

② 人権尊重の意識づくり

現状と課題

あらゆる差別をなくすため、学校、職場、地域で人権教育を推進し、市民が差別の不当性についての理解や正しい認識を持つため、普及に取り組んできました。

しかしながら、未だ地域社会においては、子育て中の人、高齢者、障がいのある人など、様々な人々が生活する中で、周囲の理解不足などにより、社会的に孤立したり、排除されたりしている人がいるのが実情です。

地域福祉推進の第一歩として、市民一人ひとりが、性別、年齢、障がいの有無、異文化、社会的立場などの違いにかかわらず、お互いに尊重し合いながら、共に支え合って生きていく意識の醸成が必要です。

施策の展開方向

市民一人ひとりが学校、地域、家庭、職場において行われる人権教育・啓発を通じて、人権問題を自分自身の課題としてとらえ、不当な差別のない、人権尊重と思いやりのある地域社会づくりを目指します。

それぞれの役割

市民	・地域に根付いている行事などに積極的に参加することで、地域のことを知り、地域への愛着を深めましょう。
地域・団体	・世代間交流を増やし、それぞれの立場を理解しましょう。 ・多世代と一緒に楽しめる行事等の開催に努めましょう。
行政	・様々な人権問題に対応するため、人権教育・啓発を推進するほか、相談体制の充実を図ります。 ・小中学校等における人権教育を推進します。 ・人権について学習できる講座や講演会を開催します。 ・人権に関する啓発活動や関係機関との連携を推進します。
社協	・福祉課題を把握し、その解決に向け、助け合い、支えあう地域づくりを進めます。

③ 福祉教育の推進

現状と課題

学校と地域が連携し、子どもたちと地域住民との交流活動や、福祉学習などを行っています。また、学校と関係機関、ボランティア等が連携して、車イス体験などの福祉体験教室や、認知症の理解を深めるための福祉教育を進めています。こうした中で、学校では、子どもたちと障がいのある人との交流、子どもたちと市内の介護施設に入所している高齢者との交流なども行っています。

しかし、住民の地域福祉に関する意識が低く、地域活動や福祉活動に参加する人は多くありません。また、自治会や子ども会加入率も減少傾向にあります。

地域活動や福祉に関する意識を高めるため、民間事業所やボランティア団体、市民活動団体などによる社会貢献活動を進める必要があります。

施策の展開方向

「身近な地域で人と人が支え合う」という、地域福祉の考え方を、家庭と学校、地域が一体となって、福祉学習を進めます。

また、一人ひとりが福祉に関心を持ち、いつでも、誰でも、どこでも気軽に福祉を学ぶことができる機会をつくります。

それぞれの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉（支え合い）に関心を持ちましょう。 ・ 福祉教育・学習の場に積極的に参加しましょう。 ・ 自分の経験や知識を生かして研修会の講師になりましょう。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気軽に参加できる福祉学習の機会をつくりましょう。 ・ ボランティア活動が体験できる機会をつくりましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における福祉学習・福祉体験教室などの支援を行います。 ・ 特別支援学級との交流や地域行事への参加により、児童生徒の豊かな人間性を育てていきます。 ・ 関係機関と協力して小中学校等における福祉に関する体験学習等を推進します。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉体験教室等、福祉教育を進めます。

(2) 権利が擁護される地域づくり

① 虐待予防・防止体制の推進

現状と課題

近年、高齢者や子ども、障がいのある人への虐待が社会問題となっており、虐待を未然に防ぎ、虐待があった場合には早期に対応できるよう、関係機関の連携を進めています。

子どもや高齢者等への虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）を未然に防止し、早期発見と早期対応を図ることのできる体制づくりを目指す必要があります。

施策の展開方向

子ども、高齢者、障がいのある人への虐待や犯罪行為などを未然に防止するためにも、市民一人ひとりが権利擁護に関心を持つことが重要です。対象となる方の増加や権利に関する課題が複雑化していくことが予想されることから、民生委員・児童委員への情報提供をはじめ、高齢者の見守りの更なる推進などを含め、地域住民などの連携の意識啓発や支え合いの強化を進めます。

それぞれの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・近所の方と情報を共有し、虐待の予防や早期発見・早期対応、地域での支援、再発防止の取り組みに参加しましょう。 ・虐待を疑った場合は、すみやかに行政等関係機関へ連絡しましょう。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に出前講座等を活用しましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・市、児童相談所、地域包括支援センター、医師会、警察、学校関係者、民生委員・児童委員等の関係機関とのネットワークを構築し、虐待の予防や早期発見・早期対応、再発防止を行います。 ・虐待の発生しにくい地域づくりを推進します。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の知識・理解の普及、啓発や相談、通報窓口の周知に努め、ネットワークの構築を図り、権利擁護体制の充実を進めます。

② サービス利用者の権利擁護の充実

現状と課題

成年後見制度の利用者に対する経済的支援として、判断能力が十分とは言えない高齢者や障がいのある人が積極的に制度を利用できるよう、審判請求の申し立て費用や後見人等への報酬費用の助成を実施しています。

しかし、成年後見制度は開始から19年が経過しているにもかかわらず、認知度が低い状況にあります。より活用しやすい運用を進めていくため、制度の利用に関する助成制度の在り方について、引き続き検討していく必要があります。

施策の展開方向

権利擁護に係る成年後見制度の周知や普及について、保健・医療・介護・福祉サービスの専門職や事業者へ住民に必要とされる支援が行われるように連携を密に図り、必要な助言や支援をするとともに、住民に対する普及啓発を進めていきます。

それぞれの役割

市民	・人権問題への関心を高めましょう。
地域・団体	・積極的に出前講座等を活用しましょう。
行政	・成年後見制度を周知するとともに、様々な理由で成年後見制度を利用することのできない方について、支援を行います。 ・学校、地域、企業、社会福祉施設、社協などと連携した福祉教育の推進を図ります。
社協	・中核機関としての役割を十分に発揮できるような体制づくりを進めます。 ・講座等の実施により、高齢者や障がいのある人に対する理解を深めます。 ・正しい知識の普及を図り、地域福祉推進の必要性と重要性について意識醸成を行います。

基本方針2 生きがいとふれあいがあふれるまちをめざして

(1) 市民による自主的活動への支援

① 市民の「生きがいづくり」への支援

現状と課題

高齢者には「ふれあい・いきいきサロン」、子育て世代には「子育て支援センター」や「子育てサロン」など、身近な地域で住民相互の交流と連携が深められる場の充実に取り組んでいます。

個人の自己実現や生きがいを見出すための学習意欲が高まっている中、市民がそれぞれの関心に合わせて、地域の活動に参加・交流できるよう、さまざまな機関と連携し、情報の収集と提供を充実させる必要があります。

施策の展開方向

市民の地域活動への参加促進を図ります。

また、高齢者や障がいのある人等が、身近な地域での活動に参加していけるようなきっかけづくりや人材育成、ネットワークづくり等に取り組めます。

それぞれの役割

市民	<ul style="list-style-type: none">・ボランティア活動、市民活動、生涯学習、スポーツ、サークル活動などに参加し、社会参加や生きがいにつながる活動を見つけましょう。・地域課題の発見に努め、その課題解決に向けて行動を起こしましょう。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none">・市民活動団体等の情報をインターネットや活字媒体の情報誌等で発信し、活動のきっかけづくりをしましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none">・ボランティア活動、市民活動、生涯学習、スポーツ、サークル活動など、社会参加・生きがいにつながる活動の場の充実を図ります。・地域活動に参加するきっかけづくりのイベント等を実施し、市民が活躍できる場を見つける機会の充実に努めます。・地域活動に参加するきっかけづくりのイベント等を実施する市民や団体の活動を支援します。
社協	<ul style="list-style-type: none">・あらゆる世代の市民が、自分の得意分野を生かして活動できる環境づくりを進めます。

② 地域福祉活動への参加機会の拡充

現状と課題

ボランティアセンターや市民活動センターを中心として、地域福祉活動への参加の機会づくりや必要な知識・技術の習得、活動の相談、情報提供などを行っています。

ボランティア活動や市民活動には、気軽に参加できる活動から、高齢者、障がいのある人、子ども等に福祉サービスを提供する専門的な活動までさまざまな活動領域があり、誰もが気軽に参加しやすい環境を整える必要があります。

施策の展開方向

地域福祉活動により多くの市民が関心を持ち、参加してもらえるよう、若年層や勤労者層、高齢者などに働きかけ、地域福祉の活性化を図ります。

それぞれの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における身近な福祉活動に積極的に参加しましょう。 ・ボランティア活動に積極的に参加しましょう。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で福祉活動を推進する組織づくりと活動の役割分担を行いましょ。 ・ボランティア団体等は、人材の発掘、育成に取り組み仲間作りをしましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・社協や各種団体が行う講座等の支援を行います。 ・民生委員等の研修会の実施や活動のPRを行います。 ・福祉活動を行う団体に対して支援を行います。 ・必要な知識・技術の習得を目指した講座を開設します。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体等の情報を提供し、活動の活性化に向けた支援を行います。

③ 個性と能力を十分に発揮できる場の創出

現状と課題

市では、現在さまざまな生涯学習・スポーツ活動が行われています。また、地域の中で指導者の育成も行われています。そのような活動が活発に行われることは、「生きがいづくり」だけでなく、地域福祉の向上や地域の活性化へとつながっていきます。

高齢者や障がいのある人等が、様々な知識や経験を活かしながら、身近な地域での活動に参加していける環境づくりを進める必要があります。また、活動をしていくにあたってそのニーズにあった場をつくっていく必要があります。

施策の展開方向

市民が地域活動において、その知識や経験を生かして地域で活躍できるよう、活動を始めたい人への情報提供、機会や活動の場の確保を支援します。

それぞれの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 趣味や特技などを共に楽しむ者同士での集まりを持つようにしましょう。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に住む人材を講師として活用することで、誰もが気軽に楽しみ、学べる交流の機会を作りましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民が生きがいをもって取り組める活動を支援し、同じ興味を持った仲間同士が集い、楽しめる環境づくりを進めます。 ・ 市民交流の情報など、ホームページなどを通じて広く伝えていきます。 ・ 介護予防団体の育成・支援を推進します。 ・ 住民主体の通いの場を支援します。 ・ 高齢者が社会参加していく中で、介護予防活動等の担い手としての役割も担っていけるよう、支援を行います。 ・ 高齢者や障がいのある人に、雇用を通じた社会とのつながりづくりを支援します。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉施設、集会所や公民館、空き店舗などの地域資源を生かして、人と人がつながりあえる場や機会づくりを進めます。

(2) 市民による支え合い活動の活性化

① ボランティア活動の活性化

現状と課題

ボランティア等の活動の場としてボランティアセンターや市民活動センター、スポーツ施設、公民館等の公共施設を貸し出し、市民の自主的な活動を支援するとともに、団体の活動に係るチラシ・ポスター等の作成の支援を行っています。

今後は、多様化する地域課題や福祉活動に対応できる、ボランティア・市民活動の育成が必要です。また、興味関心のあることや自分の特技・技術を生かすことができる、ボランティア・市民活動、福祉活動等に参加できる場づくりが必要です。さらに、ボランティア団体等が増えることに伴い、活動場所の確保が必要になっています。

施策の展開方向

ボランティア活動や市民活動は、住民の主体的な活動として、公的サービスだけでは補いきれないニーズに対応するため、さまざまな形で活動が展開されています。今後さらに多様化するニーズに応じるため、ボランティア団体等は、地域や行政などと連携を強化し、連携・協力のまちづくりを進めることが重要であり、それらを担う人材の育成や活動場所の確保を支援します。

それぞれの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動・市民活動に関心を持ちましょう。 ・ 自分の持つ知識や技能を生かして活動に参加しましょう。 ・ ボランティア活動・市民活動に積極的に参加しましょう。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動などに関する情報を発信しましょう。 ・ ボランティア活動などに必要な場をつくりましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動や市民活動の情報の提供の支援をします。 ・ 活動の場所として公共施設の貸し出しを行います。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民活動センターと連携し情報発信を行っていきます。

② ボランティア活動団体、市民活動団体等への活動支援

現状と課題

地域で自主的かつ継続的に活動していけるように、地域活動に参加する人材の育成や確保に取り組んでいます。

しかし、比較的若年の現役世代における地域活動への参加機会が少なく、地域福祉活動の担い手が足りずに固定化し、支える側の高齢化の問題が顕著化してきています。

施策の展開方向

あらゆる活動を受け手、担い手の両面からの参加を促すためには、ボランティアを必要としている人とボランティア活動をしたい人をつなげることが重要であり、両者をつなぐコーディネート機能の充実を図ります。

それぞれの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動や住民同士による支え合いをできるところから始めましょう。 ・地域にどのような活動があるのかを知るようにしましょう。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動基金、市民活動補助金制度等の支援制度を共有しましょう。 ・団体の活動を活発化するための方策を考えましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・各支部社協の取り組みを、社協を通じて支援します。 ・市民活動センター等を通じて市民・団体等への支援を行います。 ・人材確保に必要な場の確保を行います。 ・必要な知識・技術の習得を目指した講座を開設します。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター登録団体等に対して、情報発信等の支援を行います。

(3) 地域福祉を推進する人と体制づくり

① 住民主体の取組の推進

現状と課題

地域で自主的かつ継続的に活動していけるように、積極的に地域活動に参加する人材の育成や確保に取り組むため、ボランティアセンターや市民活動センターを運営しています。

住民主体で高齢者へ生活支援を提供するために、介護保険法で定める生活圏域に地域支え合い会議（協議体）を設置し、多様な主体が参加してネットワークを構築しています。

地域福祉活動により多くの市民が関心を持ち、ボランティアの意義を理解し、参加してもらえるよう、若年層や勤労者層、特に今後地域における活動の大きな力となり得る高齢者など、多様な層の人々に働きかける必要があります。

施策の展開方向

ボランティアセンターや市民活動センターなどの機能を充実させるとともに、両センターの連携を強化します。

また、ボランティア活動団体や市民活動団体、支部社協等に対して、情報提供や経済的支援等を通じて支援します。

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制を推進します。

それぞれの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアセンターや市民活動センターを積極的に活用しましょう。 ・ ボランティアセンターや市民活動センターが主催する講座等に参加しましょう。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民活動センターに登録しましょう。 ・ 地域課題に対応するための活動を積極的にいきましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動に必要な情報を収集し、適宜必要な人・団体への発信を行います。 ・ 社協の活動を支援するとともに、連携を強化します。 ・ ボランティア体験などの事業を通じて市民・団体等の活動への理解を図ります。 ・ 生活支援体制整備事業及び介護予防・日常生活支援総合事業を充実させます。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアなど地域で福祉活動を担う人材の育成やボランティア団体等の支援を行います。

② 社会福祉協議会との連携強化

現状と課題

社会福祉協議会（社協）は、誰もが安心して幸せに暮らせるまちづくりを目指し、市民と一緒に地域の福祉を考え、共に福祉活動を推進する非営利の中間支援組織として、さまざまな福祉活動を行っています。

今後は、地域に密着した福祉活動をきめ細やかに展開するため、市民・地域・行政との連携を強化する必要があります。

また、地域の福祉課題に素早く対応するため、情報の共有化が必要です。

施策の展開方向

社協は、地域福祉のさらなる充実を目指し、市民や団体等との連携のもとに、地域に密着した福祉活動を幅広く展開します。

そのためには、行政と社協の緊密な連携が必要であり、情報の共有を含めたネットワークづくりを強化し、市民・地域・行政との連携を進めます。

それぞれの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・社協の組織や活動を理解しましょう。 ・社協の事業や行事など積極的に参加しましょう。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・社協と連携して、地域に密着した福祉活動を進めましょう。 ・ボランティア・市民活動を活性化させましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・社協の事業を支援します。 ・地域福祉計画と地域福祉活動計画の連携を図り、地域福祉活動を推進します。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・市と連携を図り、地域福祉活動を推進します。 ・地域福祉活動計画を策定し、地域の方々とともに実施します。

基本方針3 健やかに暮らせるまちをめざして

(1) 地域で見守り支えるまちづくり

① 妊産婦や子育てにやさしいまちづくり

現状と課題

子育て世代が安心して子育てし、充実した生活が実現できるよう、妊娠期からの様々な子育て支援の仕組みがあります。出産直後からの産後ケア、公立および私立保育園や子育て広場、ファミリー・サポート・センター、一時預かり保育により、緊急的に家庭保育が困難になったときだけでなく、リフレッシュしたい時も利用することができます。

今後は、子育てについて地域ぐるみで関われる仕組みづくりが必要です。

また、家庭で保育をしている世帯が安心して子どもを預けられる環境づくりが必要です。

施策の展開方向

核家族化が進み、主に在宅で子育てをしている世帯にとって、子ども同士、親同士が交流できる子育て広場の存在は、重要な役割を担っています。各地区に子育て広場を整備し、身近な地域で保護者同士が集い、子育てに対する悩みについて相談などが気軽に行えるような環境づくりを目指し、地区社協と連携した事業を実施していきます。

それぞれの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ マタニティマークを掲示・携帯しましょう。 ・ 子どもの成長発達に応じた生活環境を整えましょう。 ・ 公共施設、市内事業所等の休憩スペースを活用しましょう。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流の場を提供しましょう。 ・ 一時預かり保育を実施しましょう。 ・ 健康づくりに必要な情報を提供しましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援員研修を実施します。 ・ 妊婦同士の交流の場づくりを進めます。 ・ マタニティマークの配布など、妊産婦に優しい環境づくりを進めます。 ・ 保健、医療、福祉、教育分野で連携し、相談機能の充実を図り、妊娠期から乳幼児期、児童期（少年期）まで切れ目ない支援を行います。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・ より地域に近い場所での子育て支援を実施していきます。 ・ 受け手・担い手を両立させたファミリー・サポート・センターを受託運営します。

② 子どもたちの居場所づくり

現状と課題

子どもに関する課題を共有し、課題解決に向けて市民と行政がともに取り組む地域のネットワークを構築しています。また、子どもを支援する活動を充実させていくため、活動団体等の広報や、新たな活動の立ち上げ支援を行っています。

家庭・地域が子どもを見守り、子どもが地域の中で育つ地域づくりに努め、子どもを生み育てようとする親や、子育てを行う親が不安や負担感を乗り越えられるよう様々な支援を行うことが必要です。また、子どもの貧困への対策が求められています。

施策の展開方向

地域の実情を把握し、講座内容を充実させ、地域住民の意識・関心の向上を図る。他団体との連携や支援制度を活用し、活動立ち上げに繋げていきます。

それぞれの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後など子どもたちが安心して遊べる場所を確保しましょう。 ・子どもたちが積極的に異年齢児間交流に参加できるようにしましょう。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で子どもを見守り、声かけする体制をつくりましょう。 ・子どもが安心して活動できる場づくりを進めましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して遊べる公園等の整備を推進します。 ・学校施設を利用し児童の放課後の遊びの場を確保します。 ・子どもが参加できる事業を行います。 ・子どもが参加できる事業を行う団体を支援します。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て研修会等を実施し、地域ぐるみで子育てを考える機会を作ります。

③ 要配慮者の見守り

現状と課題

生活や業務の中でさりげない気配りをして高齢者に異変がないかを見守り、異変を見つけた場合は市へつなげ、早い段階での対応を行うための「高齢者見守りネットワーク」を構築しました。

しかし、地域におけるつながりが希薄化していることから、住民が抱える困りごとは潜在化する可能性があり、傷病を抱えている市民は発見が遅れると重症化する場合があります。そのため、地域の中で、生活に課題を抱える人の早期発見が必要です。

施策の展開方向

地域における見守りや多くの市民が関わっていくことが重要です。困りごとを「私には関係ないこと」と思わず、誰にでも起こるものとして、「我が事」として認識し、身近なところから、気にかけてあげることが必要です。

それぞれの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人と日常的な関わりを持ち、声かけ、あいさつを積極的にしましょう。 ・地域の活動に参加し、隣近所と顔見知りになりましょう。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い年代が参加できる地域行事を開催しましょう。 ・特に見守りや声かけが必要な人の把握に努めましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時だけでなく、高齢者、障がいのある人、子どもなどの避難行動要支援者を平常時からの見守る体制の構築を検討します。 ・高齢者、障がいのある人、子どもなどの要支援者や生活に課題を抱えている人を地域で見守れる体制の構築を検討します。 ・災害時だけでなく、高齢者、障がいのある人、子どもなどの避難行動要支援者を平常時から見守る活動を行っている市民・地域・団体・事業者等へ支援を行うとともに、新たに活動を始めるための働きかけを行います。 ・巡回訪問看護事業対象の子どもが安心して学校等において生活できるよう、緊急時における看護師や学校等の職員の役割の明確化と体制の整備を図ります。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談役である民生委員・児童委員と連携します。 ・地域課題を共有するとともに、地域活動と連動して見守る人材を確保していきます。

(2) 分野横断的な福祉施策の推進

① より身近な相談機能の充実

現状と課題

現在、地域包括支援センターでは、高齢者の多様なニーズや相談を総合的に受け、尊厳ある生活を続けていくために必要な支援につないでいます。

しかし、既存の組織で対応が困難な、制度の狭間の課題や、複合的な課題を抱える相談者等への対応力を高めるためには、市の関係各課、関係機関の連携による包括的な相談支援体制の強化が必要です。

施策の展開方向

身近な地域における見守りや、日常生活を支援する取り組みの推進など、様々な生活課題に対応した包括的な支援体制を整備していきます。

それぞれの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における保健・医療・福祉サービスの内容などを把握するように努めましょう。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における保健・医療・福祉サービスの情報を共有しましょう。 ・支援が必要な高齢者等に対して地域ぐるみで支援できる仕組みを考えていきましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中で気軽に相談できるよう、自治会レベルで地域包括支援センターのサテライトを設置し、きめ細やかな相談支援体制の充実を図ります。 ・地域包括ケアシステムの構築を推進し、包括的支援体制を整備します。 ・地域の関係機関を統括し、支援体制を強化します。 ・地域包括支援センターの総合相談、介護予防マネジメント、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント業務の4つの機能及び設置場所を住民に理解してもらうため、広報紙やホームページなどを通じて、PRを強化し、利用の促進を図ります。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターによる社会資源開発、サービスの横つなぎ等介護予防における生活支援体制づくりを進めます。

② アウトリーチによる問題の早期発見・対応

現状と課題

急速な高齢化や地域における人と人とのつながりの希薄化など、社会状況の変化等により、解決が難しい個別の課題が地域に生まれ、様々な福祉課題を抱える方が増加しています。

支援にあたっては、一方的な関わりにならないよう、本人・家族が課題に気づき、相談に一步踏み出せる取り組みや本人の力を引き出すエンパワメントの視点でのアプローチの検討が必要です。

施策の展開方向

住民の地域福祉活動等を支援するためにアウトリーチを主としたアプローチを実施し、福祉制度の狭間にある複雑で解決が難しい個別の課題を顕在化させ、地域住民と共に解決に取り組みます。

それぞれの役割

市民	・近所の方と情報を共有し、問題の早期発見・対応を意識しましょう。
地域・団体	・地域住民が困っている様子に気づいたときは、関係機関へ連絡したり、地域でできることを支援しましょう。
行政	・関係機関が相互に連携を図り、情報交換することにより、問題や困り事の早期発見・対応、地域での支援、再発防止に取り組みます。 ・関与を拒否する要支援者に対し、緩やかな見守りを行いつつ、多職種・多機関の連携により継続的に働きかけ、異変を発見した場合には早期対応を図ります。
社協	・アウトリーチの徹底と相談窓口の拡充を進めるため、地域への定期的な巡回相談に取り組みます。

(3) 市民一人ひとりの健康づくりの推進

① 市民による健康づくり活動の展開

現状と課題

地域の希望に応じた出前講座や教室の開催などを通して、健康づくりの意識を高める市民が増えています。

しかし、本来であれば地域での健康づくり事業に参加してもらいたい方の多くが、参加を希望されないという現状があります。特に、自分の健康に関心がなく、孤立しやすい方の把握は難しく、そうした方とのかかわりが必要となっています。

また、地域で健康づくりを進めていく人材の掘り起しや講座や、教室の周知が不十分です。

施策の展開方向

健康に関心が無い人も含めて、地域全体が健康づくりの場となるように、地域の活動や地域の人が集う場を活用して、情報発信や環境づくりに努めます。

それぞれの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくりに関心を持ち、自ら実践しましょう。 さまざまな健康づくり活動に、友人などを誘って参加しましょう。 自分が知り得た有効な情報を知り合いに伝えましょう。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり事業を企画・実施し、その情報を必要な方に提供しましょう。 市が行う健康づくり事業に参加・協力しましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 健診や講座・教室など健康づくり事業を実施します。 健康講座や健康相談、健診事後指導などを通じて正しい健康情報を提供します。 地域の人々のつながりや集う場を活用して、健康情報を発信していきます。
社協	<ul style="list-style-type: none"> 市や地域と連携して、健康づくりを普及します。

② こころの健康・自殺予防

現状と課題

本市では、いのちとこころの支援対策協議会を設置し、平成31年3月に浦安市いのちとこころの支援計画（浦安市自殺対策計画）を策定しました。基本理念は「人と人がつながる 人と人をつなぐ」としています。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、その多くは、孤立感や孤独感により自殺以外の選択肢が考えられない状況に追い詰められた末の死であることから、困りごとを抱えた人を孤立させない地域づくりが重要です。

また、保健、医療、福祉、教育、労働などの関連施策との連携に加え、関係機関、民間団体、企業、市民等との幅広い連携が必要です。

施策の展開方向

「人とつながることの良さを経験する人が増えれば生き心地のよいまちになる」という考えのもと、支援者同士のネットワークづくりや、「ほっこりした気持ちを伝えられる支え手となる市民（ゲートキーパー）」がたくさんいる地域づくりを進めていきます。

また、自殺率が減少しない「子ども・若者対策」と、つながることが苦手な人もつながりやすくなる「働く世代支援」を浦安市自殺対策計画の重点施策として位置づけています。

それぞれの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの命を大切にしましょう。 ・十分な休養と睡眠を取りましょう。 ・自らの心の不調に気づいたら、早めに専門機関に相談しましょう。 ・自殺に対する正しい知識や理解を深めましょう。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で孤立する人を防ぐため、普段から近隣や身近な人への声かけなどをしましょう。 ・身近な人の変化に気づいたら、声をかけ、話を聞き、悩んでいたなら専門機関に相談するよう勧めましょう。 ・異変を感じたら、ためらわずに関係機関等に連絡しましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・「ほっこりした気持ちを伝えられる支え手となる市民（ゲートキーパー）」がたくさん存在する地域づくりをすすめます。 ・相談先の周知に努めます。 ・支援者同士の風通しをよくします。 ・安心できる居場所がある学校・教室づくりと豊かな心の育成に努めます。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺に関する正しい情報提供の充実に努めます。

③ 地域の健康・介護予防・スポーツ活動の充実

現状と課題

市民一人ひとりが、心身ともに健康な期間である「健康寿命」を延ばすために、食事や運動等の適切な生活習慣を実践できるよう、事業を進めています。

しかし、健康づくりや介護予防を一人で実践し継続することは難しく、それらを推進するためには、一人ひとりの努力はもとより、家族や友人、地域の仲間、行政等が共に助け合いながら取り組むことが大切です。

施策の展開方向

あらゆる世代の人が、住み慣れた地域で健康で自立し、安心して生活を送っていくために、心と体の健康増進や介護予防、地域ぐるみの子育て支援など、住む人の健康を支える地域づくりに取り組みます。

それぞれの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理に関心を持ちましょう。 ・健康づくりのため、市内のスポーツ施設や公園遊具等を活用しましょう。 ・健康づくりを進める友だちを増やしましょう。 ・スポーツイベントなどに積極的に参加しましょう。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりのイベントを開催しましょう。 ・担い手を増やしましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・既存のスポーツ施設や公園遊具の活用・充実を図ります。 ・市民が気軽に健康づくりができる公園づくりを推進します。 ・気軽に参加できるイベント等を開催します。 ・介護予防の必要性を広く周知していきます。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な媒体を活用し、情報を発信します。

基本方針4 いつまでも自分らしく暮らせるまちをめざして

(1) 総合的な相談・情報提供体制の充実

① 総合相談窓口の充実

現状と課題

福祉に関する相談内容が、複雑化、多様化しており、一箇所の相談先では対応しきれないケースが増えています。こうしたことに対応するため、福祉に関するあらゆる相談を受ける総合相談窓口を設置しました。

きめ細やかなサービスを提供するためには、専門相談の強化が必要です。一方、複雑・多様化した問題は、一つの相談やサービスにはとどまらず、世帯全体に関する支援が必要になってきています。そのようなことから、各機関が連携し、相談者への支援が円滑に行えるようにする必要があります。

また、総合相談窓口については、周知の徹底と市民の身近な地域での相談を検討していく必要があります。

施策の展開方向

普段から気軽に相談できる場が近くにあり、何か困りごとがあったときにいつでも相談できる人や場所があることは、生活の安全・安心を確保するための第一歩です。

隣近所や同じ環境・状況にある人など、身近な輪の中で、気軽に相談し合い、行政などの専門相談窓口迅速につながる仕組みを整えます。

それぞれの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉に関する情報を得ましょう。 ・一人で悩まず相談しましょう。 ・困っている人がいたら相談方法等を知らせましょう。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉に関する情報を提供しましょう。 ・相談を受けたら専門機関へつなぎましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に相談できる場と機会の充実を図ります。 ・各専門機関等との連携による総合的な相談・支援体制の強化に努めます。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・専門相談等を実施します。

② 福祉サービスに関する苦情受付・解決の仕組みの充実

現状と課題

利用者と事業者とのコミュニケーション不足による行き違いが発生するほか、事業者によって苦情解決に対する取り組みに差がある場合があります。

市では、利用者と事業者が対等な立場でサービス利用ができるよう、保育園や認定こども園などの児童福祉施設および学校、介護保険事業所などの高齢者福祉施設、障がい福祉施設等を利用した際の苦情について、当事者間での解決が難しい場合には、市から福祉施設等への調査、助言、指導等を行っています。

施策の展開方向

事業者における苦情解決窓口の設置等、必要な措置について助言・指導し、速やかな解決を図ります。加えて、利用者と事業者の直接的コミュニケーションの場を増やすよう指導します。

それぞれの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 困ったときに相談できる人や仲間をつくりましょう。 ・ 利用施設等の苦情解決制度を知りましょう。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情内容の記録・管理及び解決に向け、市が実施する事業等へ協力しましょう。 ・ 市からの指導・助言に対し、必要な改善を実施しましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者へ必要な助言・指導を行います。 ・ 苦情に対し、解決に必要な仕組みを整備します。 ・ 第三者が苦情を受ける体制をつくります。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者へ必要な助言・指導を行います。 ・ 苦情に対し、解決に必要な事業を実施します。

③ わかりやすい情報提供の推進

現状と課題

市では、広報紙、市公式ホームページ、SNS（フェイスブック、ツイッター等）で、行政情報やイベント案内、災害時の情報を発信しています。

広報メディアの急速な進展に伴い、全ての人に分かりやすく、効果的に伝わる印刷物（広報、ポスター、チラシ等）やホームページで伝えていくための工夫が必要となっています。

また、福祉を含めた浦安の魅力をもっと多くの人に知ってもらえるよう活動していきます。

施策の展開方向

福祉に関する身近な情報のほか、地震、台風、大雨などの自然災害による被害情報や避難情報、停電や交通機関の情報などを必要としている人に素早く正確に伝えます。

地域で行われているイベントや身近な話題、商業・観光情報、行政情報などを効果的に発信することにより、地域におけるコミュニケーションを向上させ、さらなる地域活性化を推進します。

それぞれの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・「浦安市公式ホームページ」を閲覧しましょう。 ・市公式SNSをフォローし拡散しましょう。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域・団体の活動に関する広報を行いましょ。 ・災害時に速やかに情報を発信しましょう。 ・情報を発信する場を設けましょ。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな広報媒体を利用し、市の魅力・イベント・市政情報を伝えます。 ・災害時には必要な情報を素早く発信し、市民の命と安全を守ります。 ・支援が必要な市民にもわかりやすい情報の提供に努めます。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌やホームページ、SNSを活用し、地域で行われている活動の紹介等身近な情報を伝えます。 ・災害時には必要な情報を素早く発信し、市民の生活を守ります。

(2) 地域での生活を支援するサービスの展開

① ケアマネジメント体制の充実とサービスの質の向上

現状と課題

地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制が構築できるよう、ネットワークづくりを進めています。

福祉ニーズが多様化・複雑化している中、それぞれに対応していくためには、事業者や関係機関の連携を一層深め、サービスの提供を総合的に調整する体制の確立が求められています。

施策の展開方向

多職種による連携を促進・強化し、ケアマネジメント体制の充実を図ります。

また、利用者が最も適切な福祉サービスを選択し、利用することができる体制づくりをめざします。

それぞれの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自分らしい生活を実現するための意向や思いを伝えましょう。 ・自分に必要なサービスを選択しましょう。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の状態に応じた支援ができるような人材育成に努めましょう。 ・多職種連携による適切なサービスを提供しましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の状態に最も適したサービス内容が選択できるようなケアマネジメント体制の充実を図ります。 ・ケアマネジメントの質の向上のための研修を開催します。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネージャーへ地域資源の情報提供を行い、サービス外の支援を行います。

② 福祉サービス施策の推進

現状と課題

広報紙やホームページを充実させ、通信機器などの利用機会の格差や意思疎通の不都合を軽減し、情報伝達の手法に配慮しながら的確な福祉サービスの情報を適切に入手できる仕組みづくりを推進しています。

福祉サービス利用にあたっては、サービスの質の向上を図るため、利用者が安心して利用できるような仕組みづくりが必要です。

施策の展開方向

福祉サービスを必要とする市民が、適切かつ確実にサービス利用ができる体制づくりをめざします。

また、福祉サービスの充実を図るとともに、サービス従事者の人材確保や人材育成にも努めます。

それぞれの役割

市民	・福祉サービスの正しい利用方法や仕組みについて学びましょう。
地域・団体	・利用者のサービスを選択するために必要な情報を公開しましょう。 ・介護・福祉の人材を増やすための社会教育に取り組みましょう。
行政	・高齢者福祉・障がい福祉・子育て支援の各施策により、福祉サービスの推進を図ります。 ・各事業者、専門機関の連携を促進し、福祉サービスの提供を総合的に調整する地域包括ケア体制を構築します。 ・優れた人材と技術を有する民間事業者やNPO法人等の事業参入促進を図ります。
社協	・福祉に関する各種冊子等を活用し、適切な情報を発信します。

基本方針5 安心して住み続けることができるまちをめざして

(1) 安心・安全な暮らしづくり

① 住宅セーフティネットの整備

現状と課題

民間賃貸住宅市場で入居制限を受けやすい高齢者、障がいのある人、子育て世帯、低所得者等の住宅確保要配慮者に対し、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」の改正を踏まえて、円滑な入居及び居住の安定の確保を促進するための体制、施策等を検討しています。

今後、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保のためにも、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの充実を図る必要があります。

施策の展開方向

住宅確保要配慮者の支援を各部局に広げ、住宅確保の視点で相談支援を行います。
また、業界団体との顔の見える関係を構築し、住宅施策の効果的運用を目指します。

それぞれの役割

市民	<ul style="list-style-type: none">・公的医療保険制度や住宅改修工事費の助成など、必要な情報の入手に努めましょう。・身近に住宅を確保することが困難な人がいたら制度などを紹介しましょう。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none">・行政や地域との連携で緑あふれる環境づくりに資するような事業活動に参加しましょう。・住宅確保について相談があったときは必要な個所につなぐようにしましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none">・宅地建物取引業者や居住支援法人等との連携のもと、各種制度を活用した住宅施策の構築を図ります。・高齢者や障がいのある人に対し、住み慣れた地域に住み続けられるよう住宅改修や住み替えのための費用の一部を助成します。・公共施設等の緑化のほか、接道部の生垣化や緑地協定等による民有地の緑化を推進します。
社協	<ul style="list-style-type: none">・相談や各種支援、情報発信に取り組みます。

② 防災対策の推進

現状と課題

災害発生時の支援を円滑に行うためには、普段から顔の見える関係づくり、地域での防災意識の醸成が大切です。しかし、地域内での人間関係の希薄化が進む中では、こうした関係づくりは難しくなっています。

また、児童生徒等の安全で安心な生活を確保するため、防災教育の充実に取り組む必要があります。

施策の展開方向

災害が発生したとき、自分の地域の危険性を認識しておく必要があります。また、地域と関係機関との連携を強化し、災害初期の対応力を強くしていきます。

災害時において児童生徒等が自ら適切な行動をとれるようにするため、防災教育のより一層の充実を図ります。

それぞれの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災・防犯に対する意識を高めましょう。 ・ 備蓄を行うなど、災害に対して事前に備えましょう。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織を充実させましょう。 ・ 市民が参加しやすい防災イベントなどを実施しましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災知識の普及に努めます。 ・ 自主防災組織を育成します。 ・ 個人情報保護に配慮した災害時の支援を進めます。 ・ 災害ボランティアの育成を進めます。 ・ 小中学校における防災教育の推進に努めます。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練等への協力をします。 ・ 災害発生時には迅速に動けるよう日頃から訓練等を実施します。

③ 防犯・交通安全対策の推進

現状と課題

安全で安心して暮らし続けるためには、日々、防犯を意識することが重要です。犯罪にいつ何時巻き込まれるかわからない中、地域の方々と連携して犯罪のないまちづくりに取り組む必要があります。

また、平坦なまちである浦安は、多くの市民が自転車を利用しており、自転車が関係する事故の割合が高くなっています。交通安全については、警察などの関係機関との連携・協力のもと、子どもや高齢者、自転車利用者などを中心に交通安全意識の向上に努めるとともに、道路交通環境の改善を図る必要があります。

施策の展開方向

防犯面では、市民、団体、警察、市が一体となって犯罪のない明るい地域社会づくりを進めます。また、子どもたちを犯罪から守るため、防犯キャンペーンや防犯講演会の開催など、地域の自主防犯活動団体への活動支援や活動団体のネットワークの充実を図ります。

交通安全対策では、交通安全の普及・啓発や交通安全教育、地域全体の交通安全運動など、交通安全意識の向上を図ります。また、安全で快適な歩行空間や自転車利用環境を確保します。

それぞれの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・家の戸締りや放火等に合わないよう日頃から防犯意識を高く持ちましょう。 ・自転車の安全な利用や交通ルールを守りましょう。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防犯組織を充実させましょう。 ・市民が参加しやすい防犯イベントなどを実施しましょう。 ・地域パトロールなど定期的な防犯活動を進めましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・警察と連携した実践的・効果的な防犯訓練、防犯教室、交通安全教室、自転車安全教室を継続して実施します。 ・小中学校への防犯カメラを継続して設置します。 ・小学校への防犯ブザー携行率の向上を図ります。 ・防犯活動団体等の地域における見守りを支援します。 ・防犯カメラを設置します。 ・警察と連携した交通安全運動を開催します。 ・自転車通行帯など道路の改善や交差点の改良に取り組めます。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員、ボランティア等と連携し、地域住民が犯罪に巻き込まれないようにします。

(2) 「まち・ひと・こころ」で支えるまちづくり

① すべての人にやさしいまちづくり

現状と課題

高齢者、障がいのある人、子ども、外国人をはじめ全ての市民が、住み慣れた地域とともに支え合いながら、安全で快適に暮らすことのできる地域の実現を目指しています。

市民や団体、事業者が福祉のまちづくりを理解しながら、地域を支えていく必要があります。ひとにやさしいまちづくりは、柔軟に、できることから取り組んでいくことが重要です。

施策の展開方向

多様な方々のニーズを把握し、「ひとづくり」・「まちづくり」・「情報・サービス」・「社会参加」の視点から、ひとにやさしいまちを実現していきます。

年齢、性別、障がい、国籍等に関係なく、市民が互いを尊重し合い、思いやり、励まし合い、支え合える生活環境づくりをめざします。

それぞれの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・困っている人がいたら積極的に声をかけ、可能な範囲で支援しましょう。 ・電車の優先席や優先駐車場などの利用のルールは守りましょう。 ・障がいのある人に対する理解を深めましょう。 ・近隣の人と笑顔であいさつできる関係を築きましょう。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と市民、市民と団体それぞれが顔の見える関係を作りましょう。 ・あらゆる世代や人を結びつけるための事業を企画しましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参画を積極的に推進し、団体等と協力・連携して取組を進めます。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と連携し、普及・啓発活動に努めます。

② 公共公益施設等のバリアフリーの推進

現状と課題

だれもが使いやすい生活空間として、公共施設、公園、駅前整備、公共交通、市営住宅等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めています。

子どもや高齢者、障がいのある人など、誰もが利用する施設が利用しやすい施設にしていくことが望まれています。また、徒歩や自転車・公共交通機関などを利用して、支障なく安全で快適に拠点から拠点への移動がスムーズに行えるようにすることが必要です。

施策の展開方向

多くの市民が使う施設については、施設のバリアフリーを進めていきます。

多言語対応等のユニバーサルデザインに配慮したサインを整備していきます。

また、鉄道事業者や関係機関との連携・協力により駅利用者の安全性の向上を図ります。さらに高齢者や障がいのある人の生活圏の拡大・社会参加促進を図るため、バス等の利用促進を図るとともに、移動制約者の日常生活における利便性の向上を目指します。

それぞれの役割

市民	・困っている人がいたら助けてあげましょう。
地域・団体	・市と連携して誰もが住みやすいまちにするための検討を進めましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道や公共交通に関する施設・公共施設・公園施設等のバリアフリー化を推進します。 ・民間施設を含めた多くの市民等が使う施設のバリアフリーを促進します。 ・ユニバーサルデザインの導入や補助犬の受け入れなどの理解の普及に努めます。 ・市内3駅におけるホームドアの設置などを促進します。 ・高齢や障がいがある理由の移動困難者へバス等の利用促進を図ります。 ・コミュニティバスの運行ルートの見直しなどに取り組むとともに、路線バスの利用促進を進め、移動制約者の利便性の向上を図ります。
社協	・施設利用等に配慮が必要な市民に対してできる限りの支援をしていきます。

③ 多文化共生の推進

現状と課題

外国人市民の増加と定住化が進む中、身近な地域社会でも異文化に接する機会が増えており、地域に暮らすすべての人が多様な価値観を認め合いながら、支え合い、ともに地域づくりをしていく環境づくりを進めています。

一方、外国人市民の自治会への加入率は低く、自治会について知らない人も多いです。一方で地域活動に参加したいと考えている外国人市民もいます。

今後、文化共生のまちづくりを進めていくために、外国人と日本人、双方の多文化共生に対する理解を高めていくことが求められます。

また、日常的に身近な場所で交流できるような環境づくりが必要です。

施策の展開方向

生活している地域で、外国人と日本人とが支え合って暮らしていけるよう、地域とともに多文化共生に取り組みます。

それぞれの役割

市民	・外国人市民が生活しやすい生活環境の取り組みの情報を共有しましょう。
地域・団体	・災害時の外国人支援について理解と情報を共有しましょう。
行政	・国際理解の推進、行政の国際化、情報のバリアフリー化推進等、外国人市民が生活しやすい生活環境の整備に取り組みます。 ・災害時の外国人支援について整備を行います。
社協	・相談や各種支援、啓発活動に取り組みます。

成年後見制度利用促進基本計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症高齢者や障がいのある人など判断能力の不十分な人のために財産管理や契約を代わって行う後見人などを選任する制度であり、平成11年（1999年）民法の一部改正により、従来の禁治産制度が見直され、平成12年（2000年）から制度が始まっています。

平成28年（2016年）5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年（2016年）法律第29号）」が施行され、国ではこれまでの取組と、さらにノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされました。

また、国では、成年後見制度の利用の促進に関する法律第12条第1項の規定に基づき、平成29年（2017年）3月に成年後見制度利用促進基本計画を定めました。

同計画では、市町村の役割として、地域連携ネットワークの整備・中核機関の設立・運営・相談体制および地域連携ネットワークの構築支援、成年後見制度の利用の促進に関する事項の審議機関の設置等が明記されています。

こうした、地域における体制整備は、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進めることとされており、今回「浦安市地域福祉計画」の見直しに合わせて、新たに「浦安市成年後見制度利用促進基本計画」を策定することといたしました。

2 法令等の根拠

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づき、成年後見制度利用促進の理念や方向性を明らかにするものです。

（参考）成年後見制度の利用の促進に関する法律より抜粋

（国民の努力）
第7条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）
第8条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。
2. 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

（市町村の講ずる措置）
第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
2. 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

3 計画の位置づけ

「千葉県地域福祉支援計画」を踏まえるとともに、「浦安市新総合計画」を上位計画として策定した「第3次浦安市地域福祉計画」との整合性を図ります。

成年後見制度とは、民法に基づく法定後見と、任意後見契約に関する法律に基づく任意後見があります。計画では成年後見のほか、民法に規定された未成年後見も対象とします。

4 計画の期間

計画の期間は、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、5年計画とし、令和2年度（2020年度）を初年度とし令和6年度（2024年度）を目標年度とする5か年とします。

なお、計画期間中は、浦安市新総合計画を上位計画として策定した第3次浦安市地域福祉計画との整合性を図りながら、社会経済状況の変化に応じて見直していくものとします。

平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
浦安市総合計画					浦安市新総合計画 (基本計画：令和11年度まで、基本構想：令和20年度まで)				
第2次地域福祉計画					第3次地域福祉計画 成年後見制度利用促進計画				
浦安市高齢者保健福祉 計画及び第6期介護保険 事業計画			浦安市高齢者保健福祉 計画及び第7期介護保険 事業計画		浦安市高齢者保健福祉 計画及び第8期介護保険 事業計画		...		
障がい者福祉計画 (平成27年度から平成29年度)			障がい者福祉計画 (平成30年度から平成32年度)		障がい者福祉計画 (令和3年度から令和5年度)		...		
浦安市子ども・子育て支援総合計画					第2期 浦安市子ども・子育て支援総合計画				
健康うらやす2 1（第2次）				健康うらやす2 1（第2次）改訂 食育推進計画・自殺対策計画			...		

第2章 計画の内容

1 計画の基本目標

権利と利益を守り、だれもが安心して暮らせるまちづくり

市内の認知症高齢者や障がいのある人の人数は、今後も増加すると考えられています。そのような状況にあって、成年後見制度の利用は、こうした方々の権利と利益を守るうえで重要なものであり、今後は、より一層の利用促進が求められます。

本市では、地域連携ネットワークの構築によって、制度の利用が必要な方に積極的な利用を促進し、愛着のある地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

2 計画の基本方針

基本方針 1 成年後見制度の広報・啓発

中核機関である「うらやす成年後見支援センター」の充実を図り、制度の普及・啓発や相談機能の充実に努めます。

基本方針 2 成年後見制度の利用促進

成年後見に関する相談に応じるほか、専門的な判断が必要な場合には、専門相談を活用する等の支援を行い、後見人が適切に活動できるよう支援します。

市民後見人、後見支援員、成年後見サポーターズ等、市民後見人養成の取り組みを実施し、制度利用を促進します。

基本方針 3 安心して成年後見制度を利用できる環境整備

制度の利用を促進するためには、安心して成年後見制度を利用できる環境の整備が必要です。各関係機関の情報の共有を図り、市民ニーズの把握を進め、適切な対応へと結びつけます。

3

施策の体系

基本目標

権利と利益を守り、だれもが安心して暮らせるまちづくり

基本方針

基本方針 1
成年後見制度の
広報・啓発

基本方針 2
成年後見制度の
利用促進

基本方針 3
安心して成年後
見制度を利用で
きる環境整備

施策の方向性

(1) 成年後見制度の広報・啓発

(2) 必要な人へのアプローチ

(3) 成年後見制度利用の相談受付

(1) 成年後見制度のアセスメント

(2) 後見人の受任者調整

(3) 後見事務・活動に関する支援

(4) 市民後見人の養成

(1) 申立てができない人への支援

(2) 経済的な理由により利用が困難な
人への支援

第3章 各施策の展開

基本方針1 成年後見制度の広報・啓発

(1) 成年後見制度の広報・啓発

現状と課題

成年後見制度の利用において、社会生活上で大きな支障が生じない限り、または生じていても、制度の理解や認知が進んでいないなどから、利用に至らないといった実情があります。

幅広い市民へ、制度の理解促進を図るため普及啓発を行うことが必要です。

施策の展開方向

市民への制度理解と周知を行い、地域で信頼される制度を目指します。そのために、広報紙、ホームページ、SNS等の多様な広報媒体を活用し、幅広い情報発信を行います。

地域や団体、関係機関等へ成年後見制度の講座を行い、必要な市民に支援が行われる体制をつくります。

(2) 必要な人へのアプローチ

現状と課題

急速に進む高齢化や核家族化の中で、成年後見制度の利用が必要かもしれないケースが増加していますが、権利擁護支援が必要な人は、自分に必要な制度に自分の力だけでつながること（申請し契約すること）が難しく、課題が大きくなってから関わると、本人も支援者も行政も苦しい状態となります。

施策の展開方向

成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みとなる「地域連携ネットワークの構築」により、必要な人に必要な支援（見守り、法定後見等）が行き届くような地域づくりを進めていきます。

(3) 成年後見制度利用の相談受付

現状と課題

権利擁護に関する課題が生まれた際、本人や家族、身近な支援者等が成年後見制度をよく知らない、あるいは相談をしてみようとしても窓口が分からずに制度利用を諦めてしまった場合、適切な相談に繋がらず、課題が解決しないまま残されてしまうことが想定されます。

施策の展開方向

中核機関では、相談窓口を設置し、成年後見制度に関する相談や申立ての各種手続きについての相談等、制度全般に関するさまざまな相談への対応を行います。

コラム うらやす成年後見支援センターにおける「成年後見サポーターズ」による広報啓発活動

本市では、養成講座修了生から「実際に後見人になるのは自信がないが、学んだことを生かしたい」との声があったことから、現在は「後見支援員」としての活動や、「成年後見サポーターズ」として制度のPR活動に関わっています。

「成年後見サポーターズ」は平成30年度から活動をスタートし、広報ツールとして紙芝居を作成しました。現在のところ「成年後見サポーターズ」は地域に出向き、紙芝居で制度利用までの流れや、後見人の仕事などを紹介しています。

成年後見サポーターズは、養成講座修了生の希望者と後見研修生（実務研修中の方も含む）から構成されています。

月1回の定例会では、PR活動の進め方についての検討や、さらに知識を高めるための勉強会を行っています。



成年後見サポーターズ活動の様子

基本方針2 成年後見制度の利用促進

(1) 成年後見制度のアセスメント

現状と課題

市や相談支援機関等は、権利擁護支援の必要性を感じた場合、成年後見制度の利用の有無に関わらず、中核機関に適切につないでいくことが重要です。

施策の展開方向

中核機関では、市や相談支援機関等から相談を受けたケースについて、「権利擁護サポート会議」で検討します。権利擁護サポート会議は、中核機関職員、市担当課職員、当該ケースを相談した相談支援機関等の職員の他に、弁護士が法律関係のアドバイザーとして参加して権利擁護支援に関するアセスメントを行い、今後の支援方針等を検討します。

(2) 後見人の受任者調整

現状と課題

適切な候補者のイメージが共有されないまま後見人の選任がされた場合、身上保護、意思決定支援、本人らしい生活を送るための財産活用の観点で、利用者がメリットを実感できないような状況が起こってしまうことがあります。

本人の状況に合わせた適切な後見人候補者の検討が求められます。

施策の展開方向

本人を後見人等とともに支える「チーム」による対応で、申立のあり方や妥当性、求められる後見業務の想定や本人とのマッチングを確認し、利用者がメリットを実感できる適切な後見人等の選任を検討していきます。検討の場として「後見支援委員会」を開催します。

(3) 後見事務・活動に関する支援

現状と課題

後見事務を開始した後、判断に迷うことや、本人の状況に変化があっても相談先がわからず、抱えた問題を解決できないことがあります。

また、成年後見人等が財産管理の役割を悪用するトラブルや、制度や後見人の責務に関する理解が十分でないまま後見人になり、不適切な後見事務を行ってしまう事象も発生しています。後見人の理解不足だけでなく、後見人の理解不足を補う説明や支援をする体制が、不十分であることが課題です。

施策の展開方向

後見人等が相談できる支援体制を構築します。また、後見支援委員会や専門職相談・相談会の機会を設け、後見人等が活動上わからないことや、報告書作成等の事務が発生した場合も、後見事務が円滑に行われるようバックアップを行います。

(4) 市民後見人の養成

現状と課題

平成 26 年度に浦安市市民後見人養成講座を開始し、現在までに 22 人が養成講座を修了しており、そのうち市民後見人として後見受任をした人は延べ 3 人となっています（令和 2 年 3 月末現在）。

養成講座修了生から「実際に後見人になるのは自信がないが、学んだことを生かしたい」との声があったことから、現在「後見支援員」としての活動や、「成年後見サポーターズ」として制度の PR 活動を進めています。

施策の展開方向

市では、今後も定期的に市民後見人の養成を行っていきます。

そして、養成を終えた方は成年後見人として家庭裁判所から選任されて活動する「市民後見人」や、社協が引き受けている後見人の仕事のサポートや成年後見制度の PR を担う活動を行い、取組みを推進していきます。

基本方針3 安心して成年後見制度を利用できる環境整備

(1) 申立てができない人への支援

現状と課題

成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、身寄りの人がいない、経済的に困窮しているなどの理由で必要な支援に結びつかないなど、成年後見制度の利用が困難な人への支援拡充が求められています。

施策の展開方向

成年後見制度利用の申立てが出来る4親等以内の親族がいなかったり、これらの親族があっても音信不通の状況にあるなどの事情により、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが困難な被後見人に対し、関係機関等からの要請に基づき市長による申立てを行います。

(2) 経済的な理由により利用が困難な人への支援

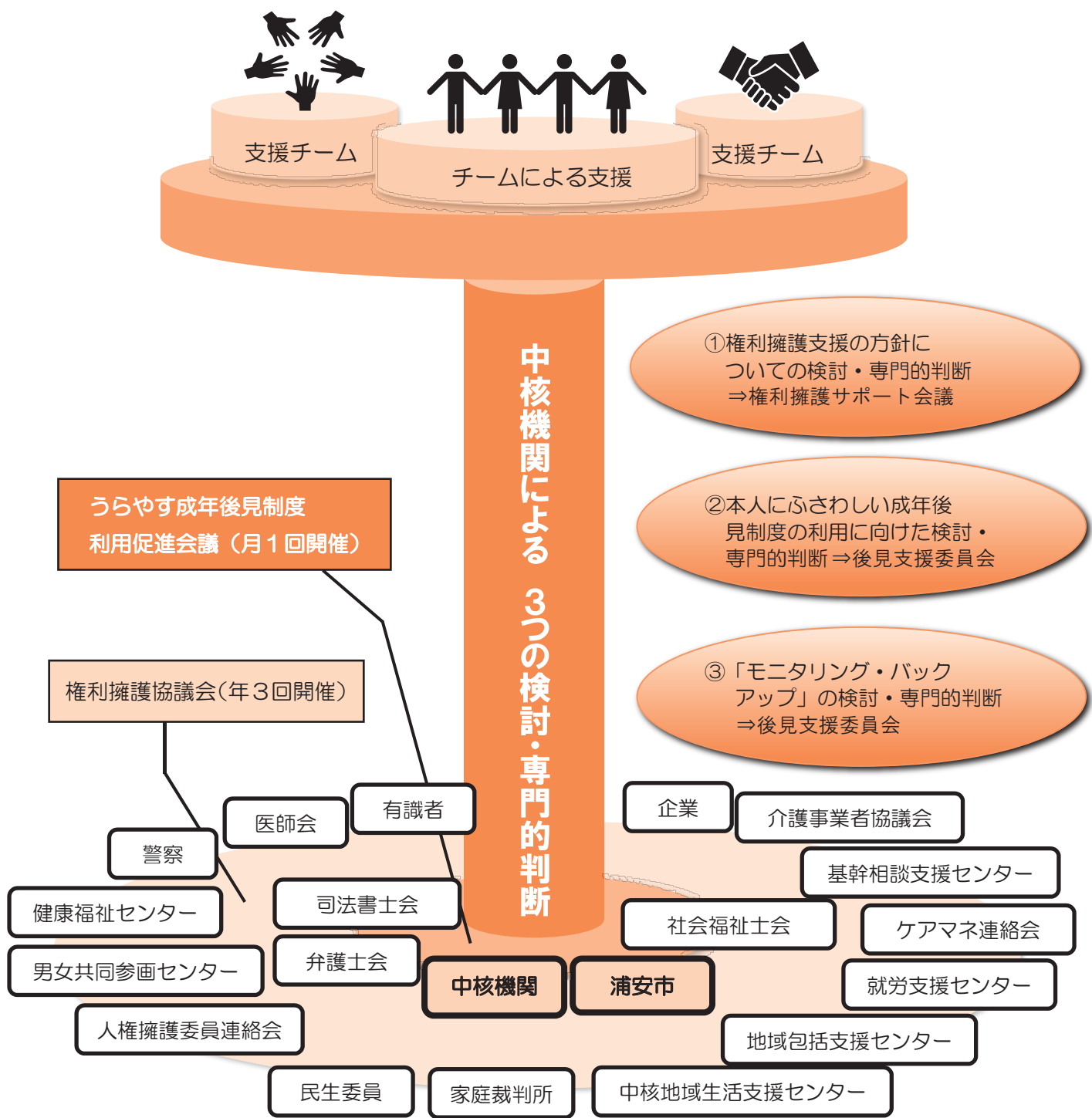
現状と課題

報酬を負担することが困難な成年被後見人等に対して、その報酬の全部または一部を助成することにより、被後見人等の経済的負担の軽減を図っています。

施策の展開方向

今後、助成対象者が増加することが予想されるため、金銭的な課題があっても安心して成年後見制度が利用できるよう、成年後見人等の報酬の助成制度を効果的に周知することで利用を促進します。

【浦安市版 成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワーク】



資料編

1 計画策定の経過

■令和元年度

開催日	会議名等	内容
9月18日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の目的と背景について ・策定体制、策定委員会について ・スケジュールについて ・市の現状と課題について
10月11日	第1回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市の現状と課題について ・計画骨子について
10月30日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画骨子について
12月4日	第2回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について
12月18日 ～ 12月20日	関係課ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について
1月15日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について
1月20日 ～ 2月10日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に対するパブリックコメントの実施
3月3日 (中止)※	第3回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画最終案について (庁内ネットワークにより、内容確認・意見聴取を実施)
3月11日 (中止)※	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画最終案について (郵送により、変更箇所への意見聴取を実施)

※新型コロナウイルス感染症対策に伴うもの

2

第3次浦安市地域福祉計画策定委員会設置要綱

「第3次浦安市地域福祉計画」策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法の地域福祉計画に関する規定(第107条)に基づき、地域福祉を総合的に推進する上で基本となる計画である「第3次浦安市地域福祉計画」(以下「地域福祉計画」という。)の策定を円滑に行うため第3次浦安市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の原案の審議及び決定に関すること。
- (2) その他地域福祉計画において必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し又は任命する。

- (1) 一般公募市民
- (2) 学識経験者
- (3) 福祉関係団体
- (4) 保健医療関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員会に委員長及び副委員長を置く

(職務権限)

第4条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は計画の策定終了までとする。

(会議)

第6条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者に対し資料の提出を求め、又は委員以外の者を出席させ、意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会にかかる庶務は社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

3 第3次浦安市地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

団体又は所属	氏名	備考
和洋女子大学	庄司 妃佐	委員長
社会福祉協議会	笠井 和枝	委員
民生委員児童委員協議会（民生委員児童委員）	渡邊 武	委員
民生委員児童委員協議会（主任児童委員）	板山 美鈴	委員
老人クラブ連合会	相原 勇二	委員
ボランティア連絡協議会	粉川 英夫	委員
身体障害者福祉会	相馬 茂	委員
手をつなぐ親の会	川口 英樹	委員
介護事業者協議会	鈴木 信男	委員
医師会	熊川 均	委員
歯科医師会	岡崎 雄一郎	委員
薬剤師会	高橋 春夫	委員
自治会連合会	鈴木 和子	委員
公募市民	金井 進	委員
公募市民	高橋 正道	委員
公募市民	上谷 卓士	委員
福祉部長	植草 工	副委員長

4

第3次浦安市地域福祉計画庁内検討委員会設置要綱

「第3次浦安市地域福祉計画」策定庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 健康福祉に係る部門計画（高齢者・要介護者、障がい者、こども等の対象ごとに策定されている計画）との整合性及び連携を図り、これらの計画を内包する計画として、それぞれを主体に、「地域住民主体のまちづくり」や幅広い地域住民や関係団体との協働の参加を基本とする視点を導入し、「第3次浦安市地域福祉計画」（以下「地域福祉計画」という。）の策定を円滑に行うため、「第3次浦安市地域福祉計画」策定庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第3次地域福祉計画の素案作成に係る重要事項の審議に関すること。
- (2) その地域福祉計画策定において必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は委員をもって組織し、次項に定める委員長を置く。

- 2 委員長は福祉部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 福祉部次長
 - (2) 企画政策課長
 - (3) 男女共同参画センター所長
 - (4) 危機管理課長
 - (5) 地域振興課長
 - (6) 協働推進課長
 - (7) 市民安全課長
 - (8) 商工観光課
 - (9) 住宅課長
 - (10) 教育政策課長
 - (11) 生涯学習課長
 - (12) 障がい福祉課長
 - (13) 障がい事業課長
 - (14) 高齢者福祉課長
 - (15) 高齢者包括支援課長
 - (16) 猫実地域包括支援センター所長
 - (17) 介護保険課長
 - (18) こども課長
 - (19) 健康増進課長

(20) 母子保健課長

(21) 社会福祉課長

(職務権限)

第4条 委員長は会務を総理し、検討委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは福祉部次長の職にあるものがその職務を代理する。

(任期)

第6条 検討委員会の委員の任期は計画の策定終了までとする。

(会議)

第6条 委員長は検討委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者に対し資料の提出を求め、又は委員以外の者を出席させ、意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会に係る庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月10日から施行する。

5

用語集

用語	解説
あ行	
アウトリーチ	生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組です。
インクルーシブ教育	障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に教育を受けることで、「共生社会」の実現に貢献しようという考え方です。インクルーシブ教育は2006年12月の国連総会で採択された「障がい者の権利に関する条約」で示されました。
SNS (Social Networking Service)	インターネット上の交流を通じて社会的ネットワーク(ソーシャル・ネットワーク)を構築するサービスのことを指します。代表的なものに「Twitter」「Facebook」「Line」等があります。
NPO (Nonprofit Organization)	特定非営利活動促進法に基づき設立され、保健、医療または福祉活動の増進を図る活動等を通じて、公益の増進に寄与する非営利の活動法人です。
エンパワメント	アメリカにおける公民権運動との関わりの中で、社会福祉の分野で取り入れられた理念です。社会的に不利な状況に置かれた人々の自己実現を目指しており、その人の有するハンディキャップやマイナス面に着目して援助をするのではなく、長所、力、強さに着目して援助することです。このような援助方法により、サービス利用者が自分の能力や長所に気づき、自分に自信がもてるようになり、ニーズを満たすために主体的に取り組めるようになることを目指します。エンパワメントの理念においては、援助者はサービス利用者と同等の立場に立つパートナーということになります。

用語	解説
か行	
介護サービス事業所	介護保険法に基づく住居・施設サービスや介護予防サービス等を提供している事業所です。
核家族	夫婦や親子だけで構成される家族のことです。 ア 夫婦のみの世帯 世帯主とその配偶者のみで構成する世帯。 イ 夫婦と未婚の子のみの世帯 夫婦と未婚の子のみで構成する世帯。 ウ ひとり親と未婚の子のみの世帯 父親又は母親と未婚の子のみで構成する世帯。
合計特殊出生率	1人の女性が生涯に産むことが見込まれる子供の数を示す指標。合計特殊出生率は15～49歳の年齢別出生率（年齢ごとに区分された女性人口に対する出生数の比率）の合計です。
子ども医療費助成事業	中学3年年生までの子どもの病気やケガで医療機関（病院、薬局など）を受診した場合に、保険診療の範囲内で医療費の自己負担額の全部又は一部を助成する制度です。
さ行	
サテライト	本計画では、住民主体の地域の困りごとを集約する身近な相談場所のことを言います。
市民活動補助金制度	地域で抱える社会的課題の解決や、よりよい市民生活の実現のために、市民活動団体が自ら企画立案し実施する公益性の高い事業、団体の自立・発展に効果的な事業について市がその事業費の一部を補助する制度です。
市民後見人	市民後見人養成講座を受講し、成年後見に関する一定の知識・技術を身に付けた方の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任された方です。
住宅セーフティネット	平成29年（2017年）10月25日から、住宅セーフティネット法第8条に基づき、高齢者、障がいのある人、子育て世帯等の入居を拒まない賃貸住宅のうち、一定の規模及び設備などを備えたものを登録する制度が施行されました。

用語	解説
就労支援センター	働く意欲のある障がい者の就労相談や、一般就労へのコーディネート機能を担う障がい者就労支援センター、障がい者自立支援法に基づく福祉的就労施設、障がい者を直接雇用する一般就労施設である特例子会社 2 社を併設した複合施設です。福祉的就労から一般就労への移行や、施設外の一般企業などへの移行ができるような機能を持つことで、効率的・効果的な支援を目指す障がい者就労支援の拠点となります。
障がい者手帳	障がいのある人が取得できる手帳の総称で、「身体障がい者手帳」「精神障がい者保健福祉手帳」「療育手帳」の 3 つの種類があります。手帳の取得は任意ですが、手帳を持つ人を対象とするさまざまなサービスがあり、利用することで生活の幅が広がったり、社会に参加しやすくなるというメリットがあります。いずれの手帳にも、生活における支障の程度や症状などに応じた「障がい等級」と呼ばれる区分があります。しかし、それぞれの手帳の制度ができた時期や経緯、制度を定めている法律などが異なるため、手帳ごとに申請手続きや、障がい等級の区分のしかたなどは異なります。
生活保護	病気やけがなどにより、収入が減ったり無くなったりして生活ができなくなった方を援助する制度です。保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）によって最低生活費を計算し、その方の世帯の収入と対比し、不足分を補うものです。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な方々に対して、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所に関する契約、遺産分割の協議等支援をする制度です。
た行	
地域生活支援拠点	障がい者（児）の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、住居支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者（児）の生活を地域全体で支えるサービス提供訂正を構築することです。

用語	解説
特別支援学級	特別な教育的支援の必要な子どものための学習の場として、小学校・中学校に特別支援学級を設置しています。学校生活や学習上の困難を改善するために、きめ細かい指導を行い、将来自立して社会参加できることを目指しています。また、通常の学級の子どもたちと、学校行事、学年行事、教科学習、給食の時間、休み時間などを通して、交流が行われています。
な行	
ノーマライゼーション	障がいのある者が障がいのない者と同等に生活し活動する社会を目指す理念であり、そのためには、生活条件と環境条件の整備が求められます。この理念は、1950年代にデンマークの知的障がい児の親の会の運動に端を発し、その後、スウェーデンやアメリカにおいて発展しましたが、障がい者に関わるのみでなく、社会福祉のあらゆる分野に共通する理念です。
は行	
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。
ファミリー・サポート・センター	育児の援助を受けたい人（おねがい会員）、育児の援助を行いたい人（まかせて会員）、援助を受けることと行うことの両方を希望する人（どっちも会員）が地域の中で支えあいながら子育てをする会員組織です。
福祉タクシー	障がいのある人などが、市と契約したタクシー会社のタクシーを利用したとき、その料金の一部を助成します。
福祉避難所	災害時において、一般の避難所での避難生活が困難な高齢者や障がいのある人などの要援護者に配慮した、市が指定した避難所です。
放課後等デイサービス	支援を必要とする障がいのある子どもに対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練などを継続的に行い、自立を促します。また、放課後などの居場所づくりとしての役割も担います。

用語	解説
母子健康手帳	妊娠の経過から出産、赤ちゃんの健康診査、予防接種、そして子どもが小学校に入るまでの健康状態などを記録する大切な手帳です。健康診査や予防接種を受けるときに必要になります。
ま行	
マタニティマーク	妊娠中の人や交通機関等を利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするものです。また、交通機関、職場、飲食店等が、呼びかけ文を添えてポスターなどとして掲示し、妊娠中の人にやさしい環境づくりを推進するものです。
民生委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。児童委員は、地域子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。
や行	
要支援・要介護認定	介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態（要支援状態）になった場合に、介護サービスを受けることができます。この要介護状態や要支援状態にあるかどうか、その中でどの程度かの判定を行うのが要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ）であり、保険者である市町村に設置される介護認定審査会において判定されます。要介護認定は介護サービスの給付額に結びつくことから、その基準については全国一律に客観的に定めます。
ら行	
老人クラブ	会員が互いに親睦を深め、健康を増進し、教養を高め合うとともに、奉仕活動などを通じ地域社会との交流を図っています。概ね60歳以上の方ならどなたでも会員になることができます。

うららか やすらか プラン
－第3次浦安市地域福祉計画－

発行：浦安市 福祉部 社会福祉課

住所：〒279-8501

千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

TEL：047-351-1111（代）

FAX：047-355-1294

発行年月：令和2年3月

